



戸田市

子ども・子育て支援
事業計画

子どもが輝くまち とだ
～子どもとおとなでつくる確かな次代～

平成27年3月

戸田市

はじめに



戸田市は、平成25年10月には人口13万人を超え、今後も増加が予測されており、平均年齢も39.7歳（平成26年1月1日現在）と県内一若い市であります。また、合計特殊出生率（平成25年）も戸田市は1.47と全国の1.43及び埼玉県の1.33を上回っており、児童人口も増加傾向にあります。そのため、子ども及び子育て家庭が多く、子育て支援に力を入れて取り組む必要があります。

これまで戸田市では、戸田市次世代育成支援行動計画の前期計画（平成17年3月策定）及び後期計画（平成22年3月策定）に基づき、各種子育て支援策、次世代育成支援事業を推進してまいりました。

後期計画では「保育サービス提供基盤の充実」を計画の中心テーマとし、「認可保育所の定員拡大」、「地域子育て支援拠点事業の拡充」、「学童保育室事業の拡充」など重点的に推進し、一定の成果は得られたものと思います。

しかしながら、少子化の急速な進行や社会情勢の変化など依然として子ども・子育て家庭を取り巻く環境は厳しく、本市においても都市化・核家族化の進行などから待機児童対策をはじめとした諸課題に対する取組が今後も必要だと考えます。

そうした子ども・子育てをめぐる現状と課題に対応するため、質の高い教育・保育の提供と地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

本計画は市民のニーズに応えるべく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や時期を定めるとともに、各種子ども・子育て支援事業の充実を図る総合的な子ども・子育て支援を推進するものです。

本計画の策定に当たりましては、貴重なご意見、ご提言いただきました市民の皆様を始め、慎重審議いただいた戸田市児童福祉審議会の委員の皆様には厚く御礼申し上げますとともに、今後の計画の推進に当たりましてもお協力いただきますようお願い申し上げます。

平成27年3月

戸田市長

神保 国男

目次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景及び趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
第2章 戸田市の子ども・子育ての現状.....	9
1 人口動態と子ども世帯.....	9
2 少子化の動向.....	11
3 保育環境・教育環境の状況.....	16
4 戸田市の子育ての現状.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 計画の基本理念.....	33
2 子ども・子育て支援法における主要課題.....	34

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援事業の充実.....	39
1 子ども・子育て支援新制度.....	39
2 幼児期の教育・保育施設の整備.....	45
3 地域子ども・子育て支援事業の整備.....	47
第2章 子ども・子育て支援関連施策の推進.....	57
1 就学前における教育・保育事業の充実.....	57
2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた支援.....	59
3 児童虐待防止対策の充実.....	62
4 ひとり親家庭の自立支援の推進.....	63
5 障がい児施策の充実.....	66
6 子育てと仕事の両立に向けた支援.....	68
7 母子保健の推進.....	70
8 子どもの健全育成の推進.....	73

第3章 計画の推進	79
1 計画の推進体制.....	79
2 計画の進行管理.....	81
3 計画の進行状況の公表.....	81
4 国・県への要望.....	81
資料編	85
1 計画策定の経緯.....	85
2 戸田市児童福祉審議会条例.....	86
3 戸田市児童福祉審議会委員名簿.....	87
4 用語解説.....	88
5 子ども・子育て支援法（抜粋）.....	92

第1部 総論



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

我が国においては、少子化が急速に進行しており、その背景として、家族、地域を取り巻く社会環境の変化や非正規雇用をはじめとする雇用の流動化、結婚・出産等に対する価値観の多様化などが指摘されています。

また、近年における核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、子育ての負担感が増大する中で、育児疲れや児童虐待などの問題も大きくクローズアップされてきました。

こうした中、保護者の就労状況や家庭の状況などにかかわらず、すべての子どもや子育て家庭がそれぞれの状況に応じた子ども・子育て支援を受けられることができる環境整備が求められています。

国においては、これらの子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「認定こども園法の一部改正法」といいます。）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」といいます。）」のいわゆる子ども・子育て関連3法を成立させ、子どもや子育て家庭を支えるシステムの大幅な転換を図っています。

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることとなり、「子ども・子育て支援法」で、市は「子ども・子育て支援事業計画」を策定するよう規定がされ、さらに、次世代育成支援対策推進法が、平成37年3月まで10年間延長されることとなりました。

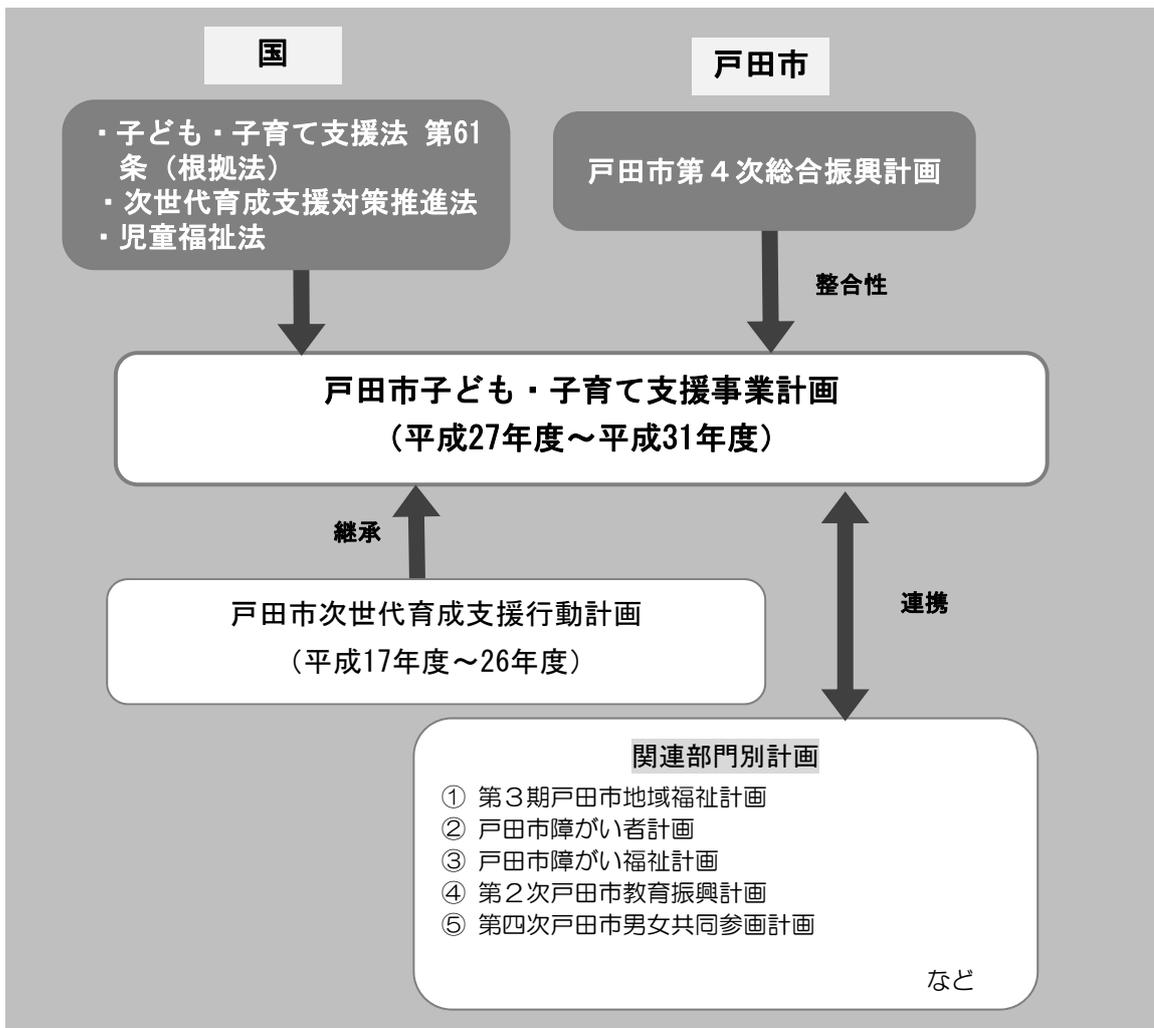
本市においては、これまで、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つように、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に「戸田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成17年度～平成21年度）を、平成21年度に「戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年度～平成26年度）を策定し、子育ての環境整備に取り組んできました。

今後、子どもや子育て家庭を取り巻く状況を踏まえ、妊娠・出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するように、これまでの次世代育成支援行動計画を継承し、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、「戸田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。
- この計画は、「戸田市第4次総合振興計画」を上位計画とし、「第3期戸田市地域福祉計画」及び「戸田市障がい者計画」、「第2次戸田市教育振興計画」、「第四次戸田市男女共同参画計画」などの関連計画と整合したものであり、かつ、「母子保健計画」及び「ひとり親家庭等自立支援計画」「放課後子ども総合プラン」を含む計画です。
また、この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年6月成立)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月閣議決定)に示された考え方に基づいています。

図表1-1-1 上位計画、関連法案との関係



3 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
また、必要がある場合は、計画の見直しを行うものです。

図表1-1-2 上位計画、関連法案との関係



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と施設・機関へのヒアリング

本計画の策定に先立ち、本市では就学前児童、小学校児童をもつ保護者に対しニーズを把握するために、平成25年10月に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

また、平成26年1月には子育て支援施設等の利用者にヒアリングを実施し、子育て家庭とその支援の現状及び課題を把握しました。

(2) 戸田市児童福祉審議会の設置（戸田市版子ども・子育て会議）における審議

本市では、本計画の内容を審議するため、戸田市児童福祉審議会にて地方版「子ども・子育て会議」の機能を持たせ、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者などの委員による議論を行ってきました。各方面の有識者の参画によって、より実効性の高い計画策定を目指すものです。

(3) パブリック・コメントの実施

「戸田市市民パブリック・コメント制度」に基づき、計画策定にあたっての意見を広く市民から募集しました。

第1部 総論



第2章

戸田市の子ども・子育ての現状

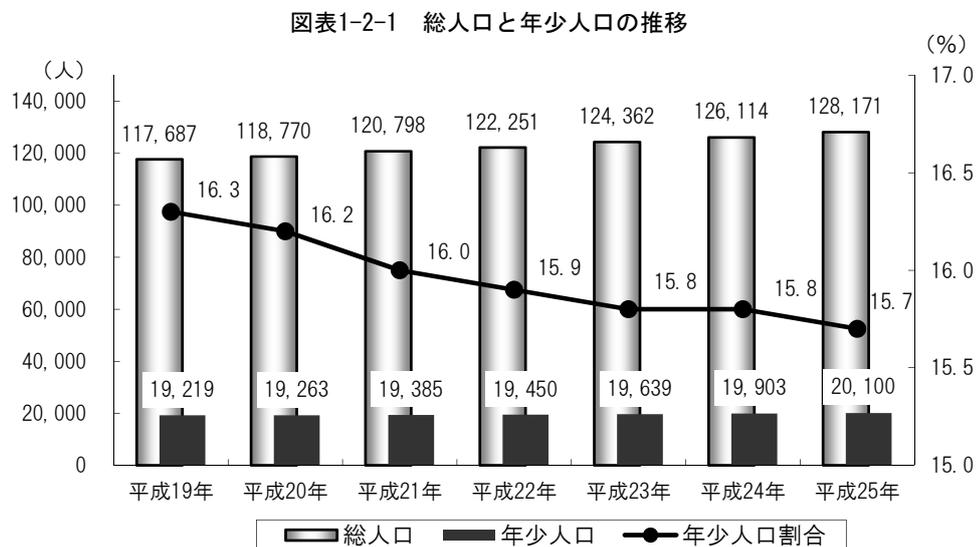
第2章 戸田市の子ども・子育ての現状

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

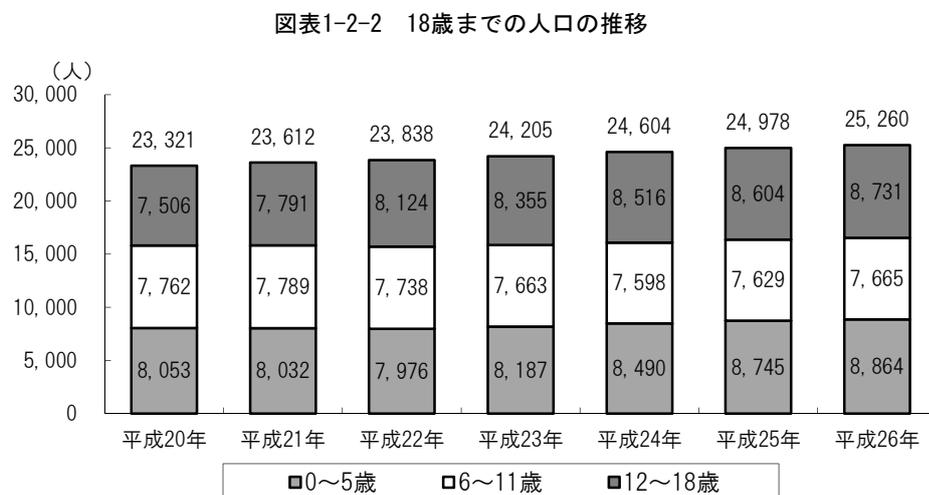
戸田市の人口は、平成25年1月1日現在、128,171人で平成19年から増加傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）においても、平成19年の19,219人から微増傾向で推移し、平成25年1月1日現在20,100人で、平成19年から881人の増加となっていますが、年少人口割合は15.7%と減少傾向で推移しています。



資料：埼玉県年齢3区分人口

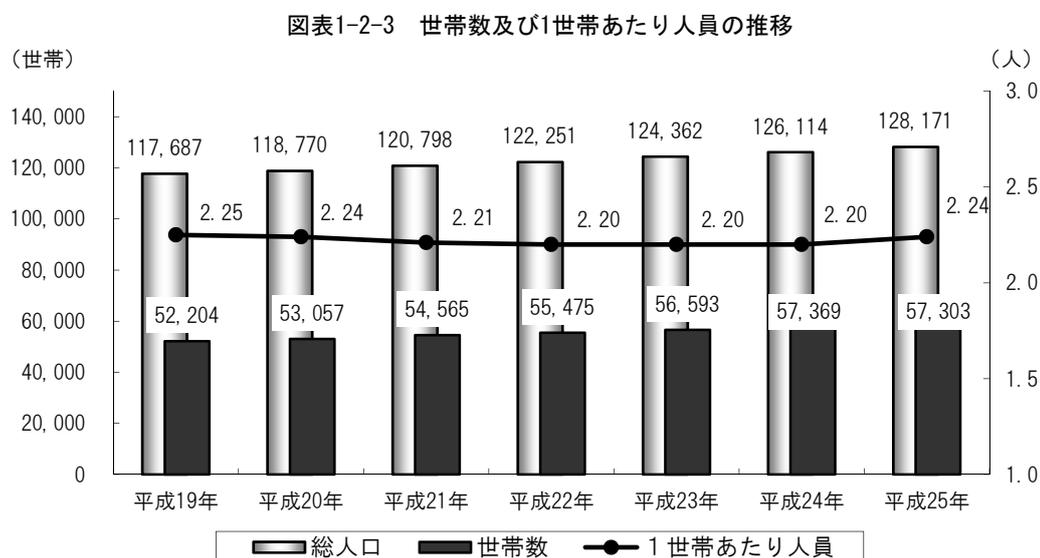
0歳から18歳までの人口は、増加傾向にあり、「12～18歳」「0～5歳」人口が増加しています。



資料：統計とだ 情報統計課

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成19年から増加傾向で推移し、平成25年1月1日現在、57,303世帯で平成19年から5,099世帯の増加となっています。1世帯あたり人員は横ばいで推移しており、平成25年1月1日現在の1世帯あたり人員は2.24人となっています。



資料：埼玉県 第1表市区町村別・町（丁）字別世帯数及び男女別人口

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯数をみると、平成22年時点の核家族世帯(28,563世帯)は、総世帯数(54,149世帯)の52.7%を占め、特に「女親と子ども」世帯、「夫婦と子ども」世帯が平成7年からの増加が顕著となっています。また、単独世帯も1.7倍で最も増加率が高くなっています。

図表1-2-4 世帯の家族類型の推移（核家族世帯・単独世帯のみ抜粋）

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年		
				平成22年	6歳未満親族のいる世帯(再掲)	18歳未満親族のいる世帯(再掲)
総数	38,629	44,331	49,059	54,149	6,053	13,539
核家族世帯	22,859	25,483	27,481	28,563	5,614	12,098
(1)夫婦のみ	6,602	7,610	8,329	8,676	-	-
(2)夫婦と子ども	13,822	15,056	15,782	16,138	5,425	11,076
(3)男親と子ども	539	532	653	696	12	123
(4)女親と子ども	1,896	2,285	2,717	3,053	177	899
単独世帯	12,723	15,457	18,034	21,763	-	132

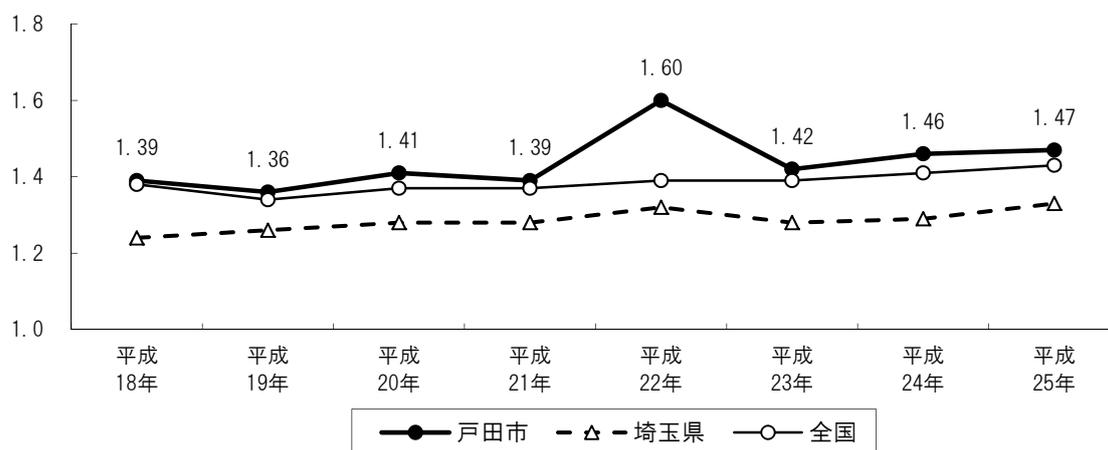
資料：国勢調査

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成25年時点で1.47となっており、平成18年以降、県及び全国を上回っています。

図表1-2-5 合計特殊出生率の推移

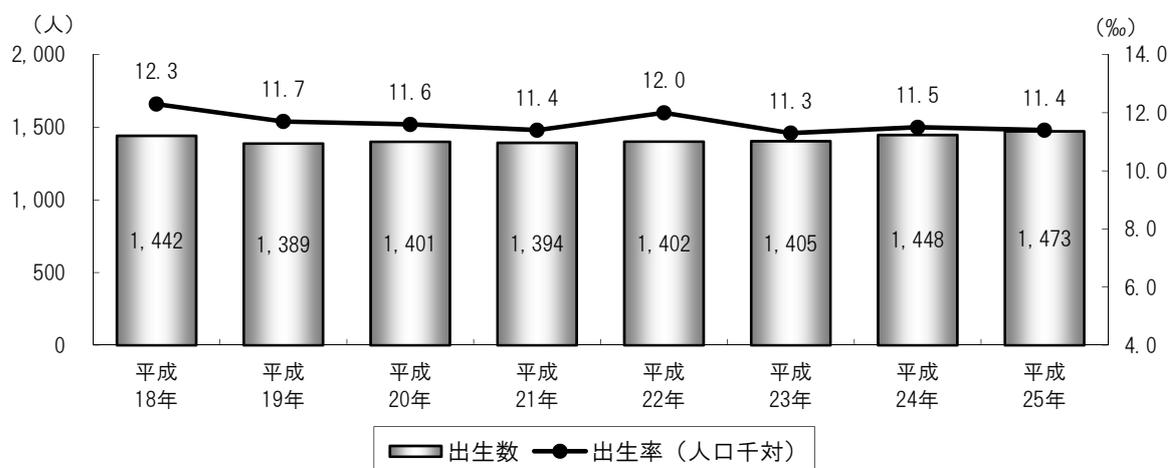


資料：埼玉県人口動態総覧

(2) 出生数、出生率の推移

出生数、出生率（人口千人あたり）の推移では、出生数は増減を繰り返し平成25年時点では1,473人で近年では最も多くなっています。出生率（人口千人あたり）は11.4‰（パーミル）となっています。

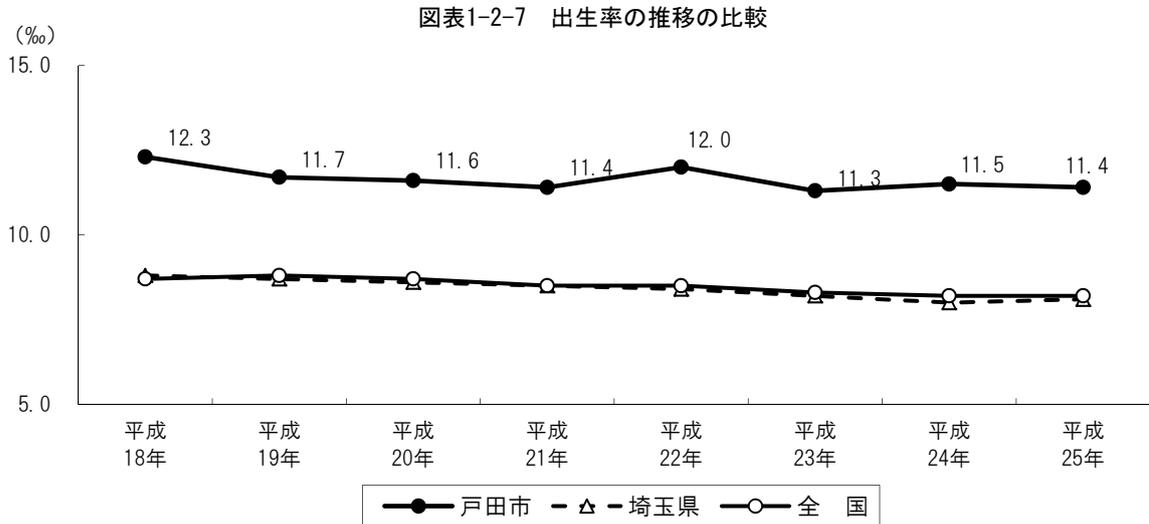
図表1-2-6 出生数、出生率の推移



資料：埼玉県人口動態総覧

(3) 出生率の推移の比較

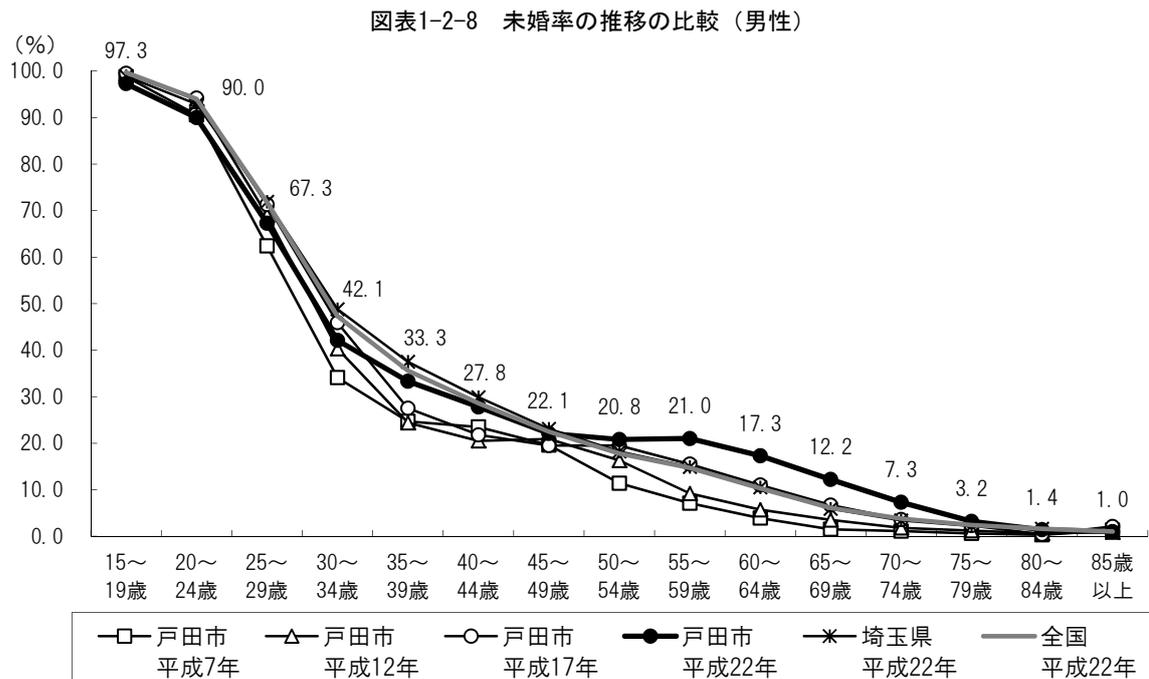
出生率（人口千人あたり）の推移をみると、平成18年以降は県及び全国を大きく上回っています。



資料：埼玉県人口動態総覧

(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が42.1%、35～39歳では33.3%となっており、3人に1人が未婚者となっていますが、県及び全国を下回っています。また推移をみると35～84歳において平成17年に比べると高くなっています。

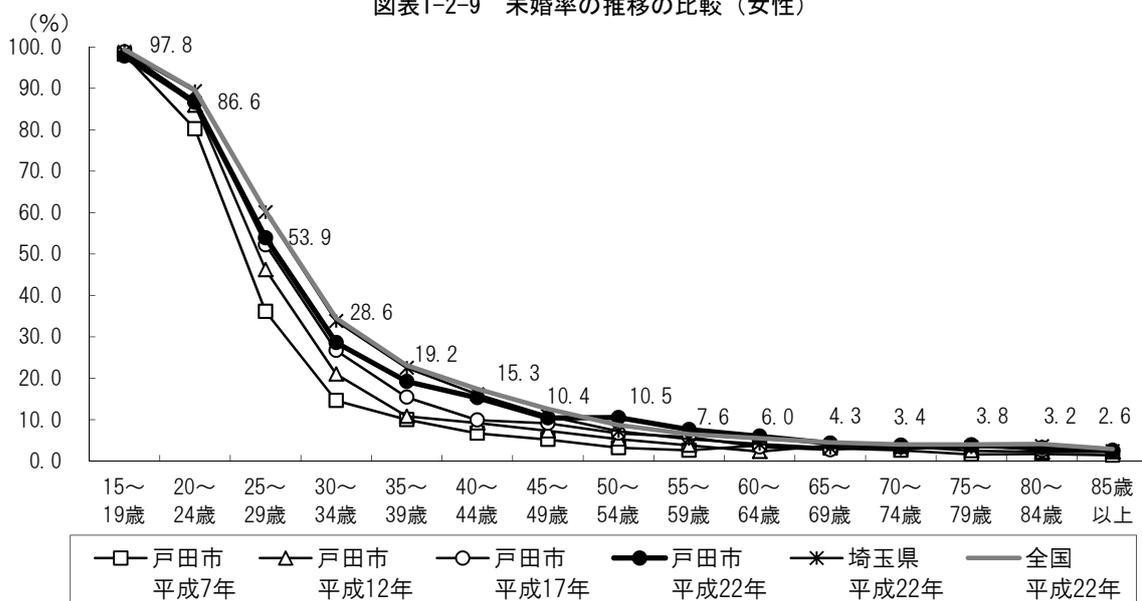


資料：国勢調査

(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成22年時点の女性の未婚率は、25～29歳で53.9%、30～34歳で28.6%、35～39歳が19.2%といずれも、県及び全国を下回っています。平成7年との比較から推移でみると未婚率が高く推移しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表1-2-9 未婚率の推移の比較（女性）

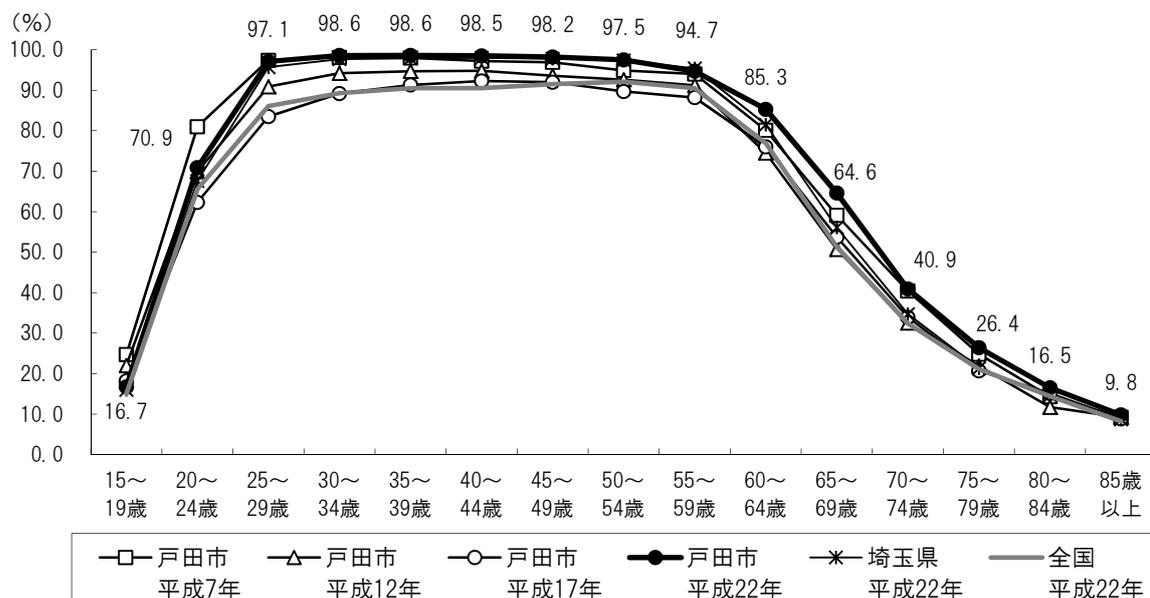


資料：国勢調査

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、30歳代～40歳代で98%台を維持しており、県及び全国を上回っております。また、推移をみても各年齢層で労働力率は高くなっています。

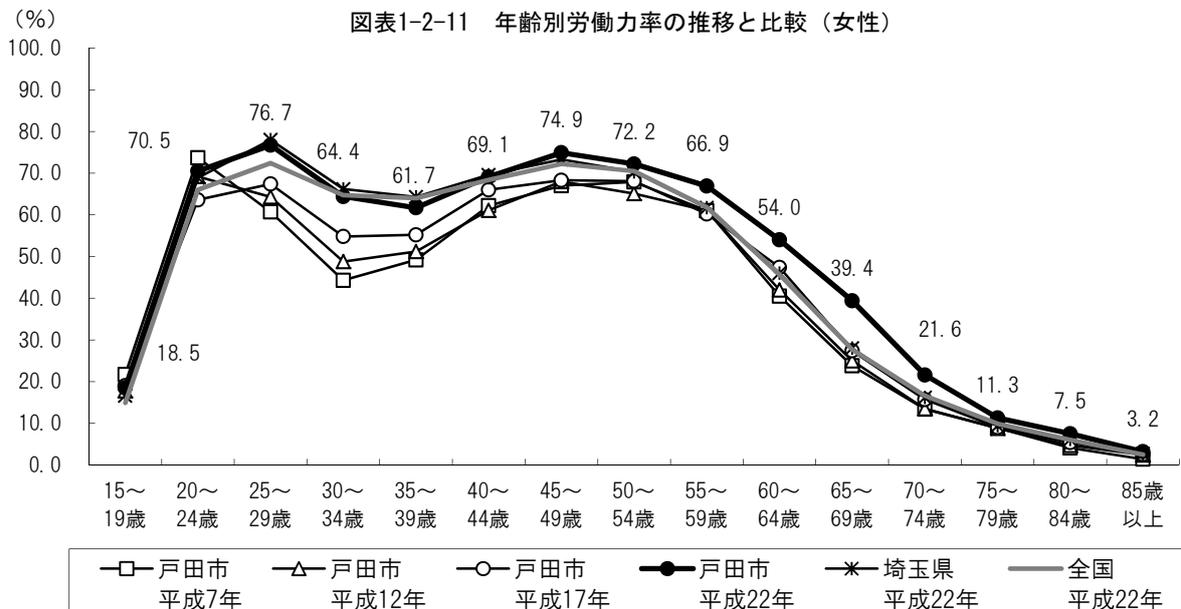
図表1-2-10 年齢別労働力率の推移と比較（男性）



資料：国勢調査

(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると平成22年時点の女性の労働力率は、30歳代で県及び全国を下回っています。平成17年と比較すると各年齢層で高くなっています。特に45歳以上では県、全国を上回っています。全体的に女性の労働力率は上昇しており、M字からほぼ脱却できる傾向を示しています。



資料：国勢調査

(8) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると平成18年から「20～24歳」「25～29歳」「30～34歳」が減少し、一方で「35～39歳」「40～44歳」は増加しており、晩産化傾向が進行していることがうかがえます。

図表1-2-12 母の年齢別出生数の推移

単位：人

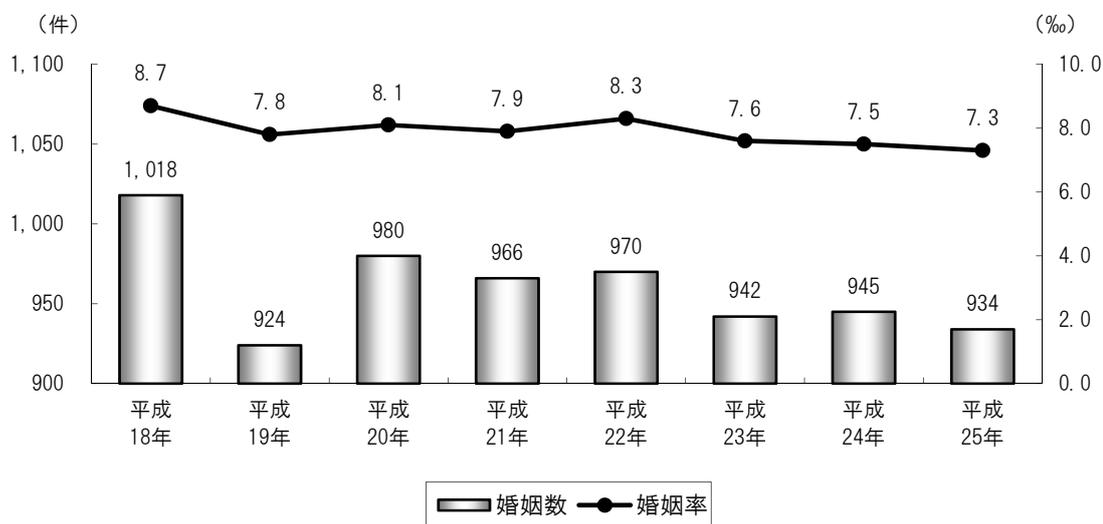
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	1,442	1,389	1,401	1,394	1,402	1,405	1,448	1,473
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	12	9	16	10	14	11	10	16
20～24歳	129	125	120	106	117	113	116	100
25～29歳	413	354	400	379	389	398	412	369
30～34歳	618	594	529	541	532	496	536	571
35～39歳	232	264	296	307	305	330	314	342
40～44歳	23	41	30	51	41	55	59	72
45～49歳	0	1	1	0	4	2	1	3

資料：埼玉県人口動態総覧

(9) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は、平成25年時点で934件となっています。婚姻率（人口千人あたり）で見ると7.3‰（パーミル）で近年では最も低くなっています。

図表1-2-13 婚姻数、婚姻率の推移

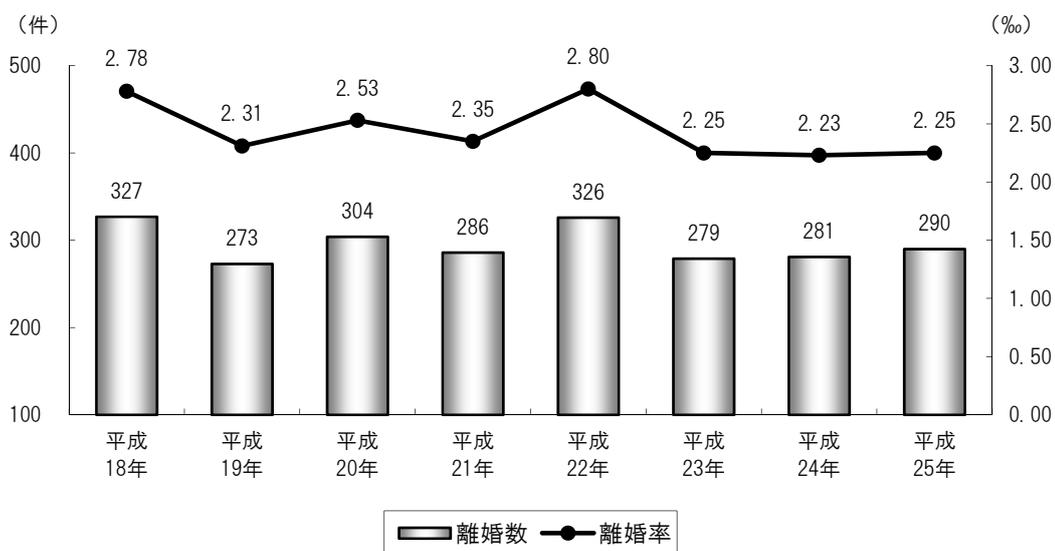


資料：埼玉県人口動態総覧

(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数は、平成25年では290件となっています。離婚率（人口千人あたり）は2.25‰（パーミル）となっています。

図表1-2-14 離婚数、離婚率の推移



資料：埼玉県人口動態総覧

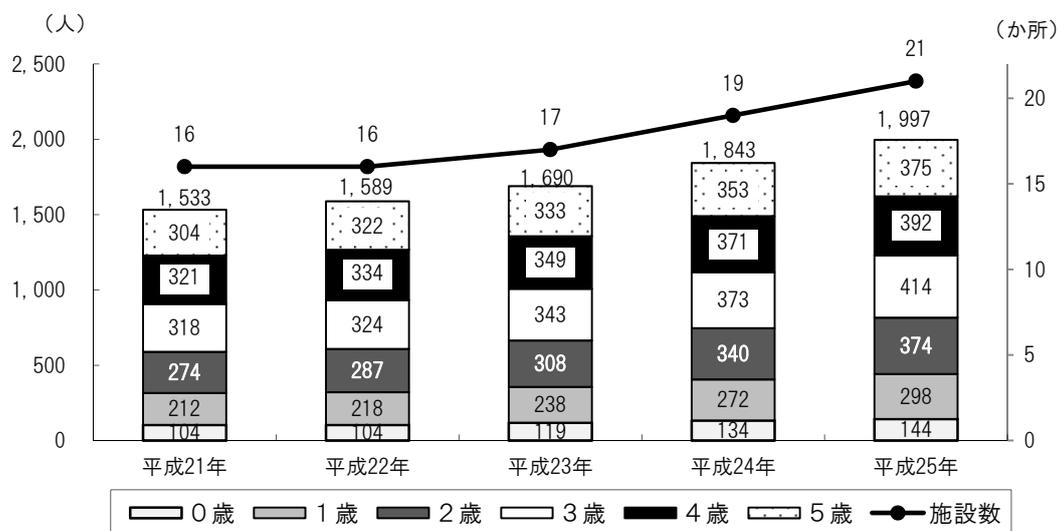
3 保育環境・教育環境の状況

本市の保育所入所児童数の推移をみると施設数の増加に加え、各年齢層において増加が顕著となっています。

また、保育所待機児童数は、平成25年4月1日現在、34人となっています。年齢をみると「1歳」が16人で最も多く、次いで「2歳」が15人となっており「1～2歳」が大半を占めています。

(1) 保育所入所児童数

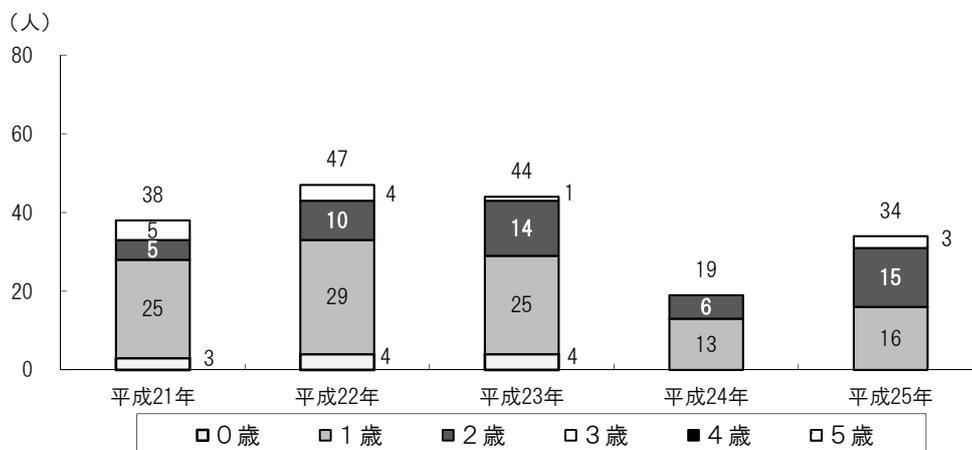
図表1-2-15 保育所入所児童数



資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

(2) 保育所待機児童数

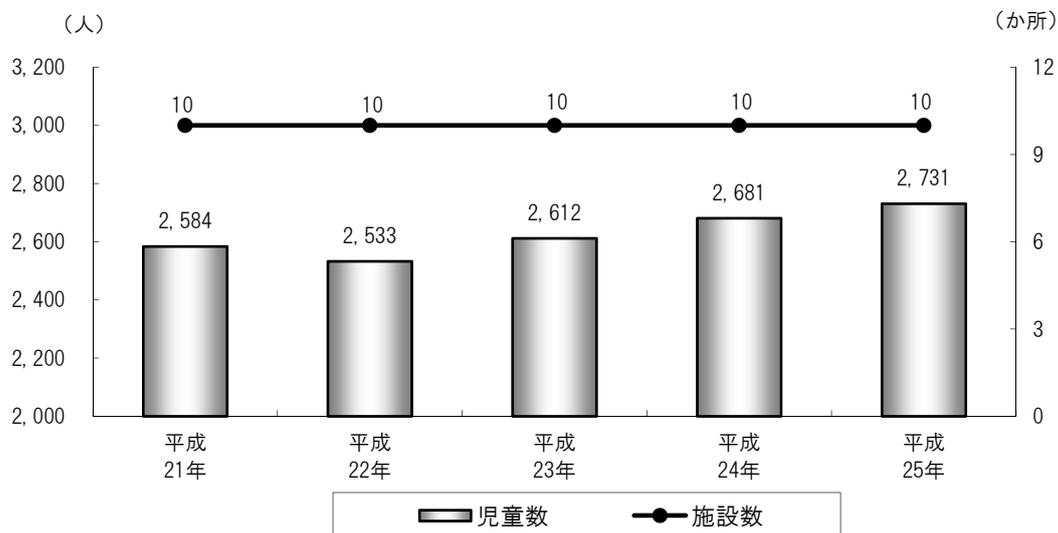
図表1-2-16 保育所待機児童数



資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

(3) 私立幼稚園の入園児童数

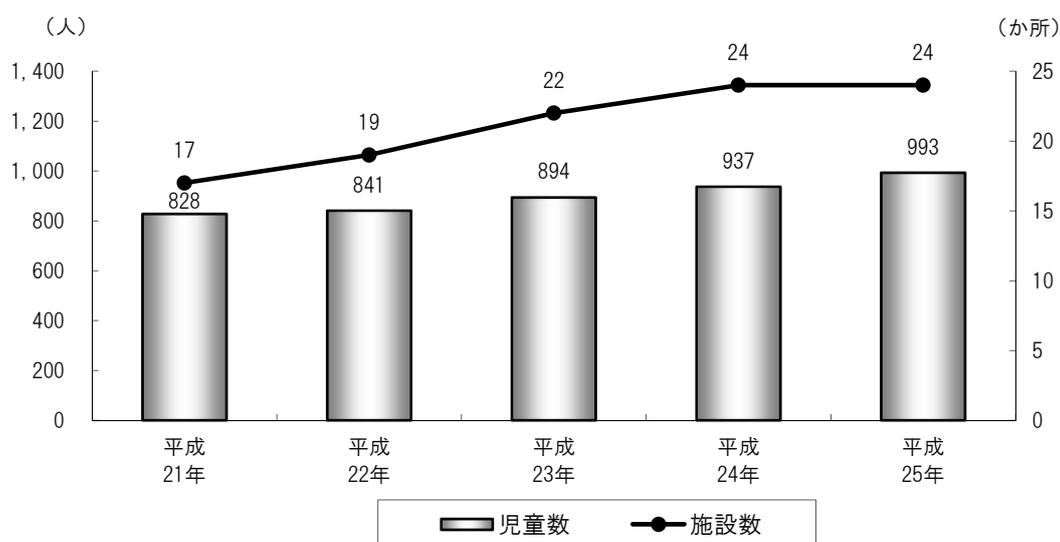
図表1-2-17 私立幼稚園の入園児童数



資料：保育幼稚園課（各年5月1日現在）

(4) 学童保育室入室児童数

図表1-2-18 学童保育室入室児童数



資料：児童青少年課（各年4月1日現在）

4 戸田市の子育ての現状

戸田市の子育ての現状について、子ども・子育て支援ニーズ調査独自項目の他、市民意識調査を実施しました。

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査

■調査時期と調査方法

調査時期：平成25年10月15日～10月31日

調査方法：郵送方式により調査票を配布・回収

■調査の配布・回収状況

図表1-2-19 調査票の配布・回収状況

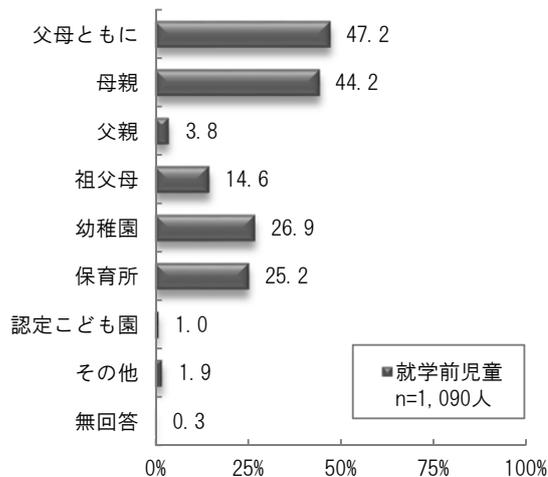
調査対象者区分	就学前児童の保護者			小学校児童の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
地域						
市全域	2,500人	1,090人	43.6%	1,500人	659人	43.9%

■調査結果

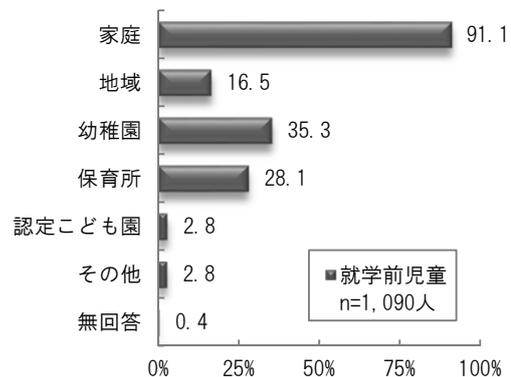
①子育てを取り巻く環境

▼ 日常的に子育てに関わっている人を見ると「父母ともに」(47.2%)が最も多く、次いで「母親」(44.2%)となっています。また、子育てに最も影響を与える環境では「家庭」(91.1%)が9割を占めています。

図表1-2-20 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）

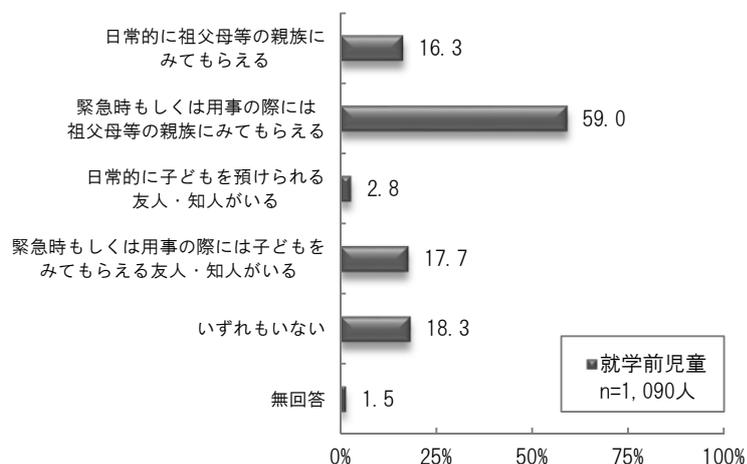


図表1-2-21 子育てに影響を与える環境



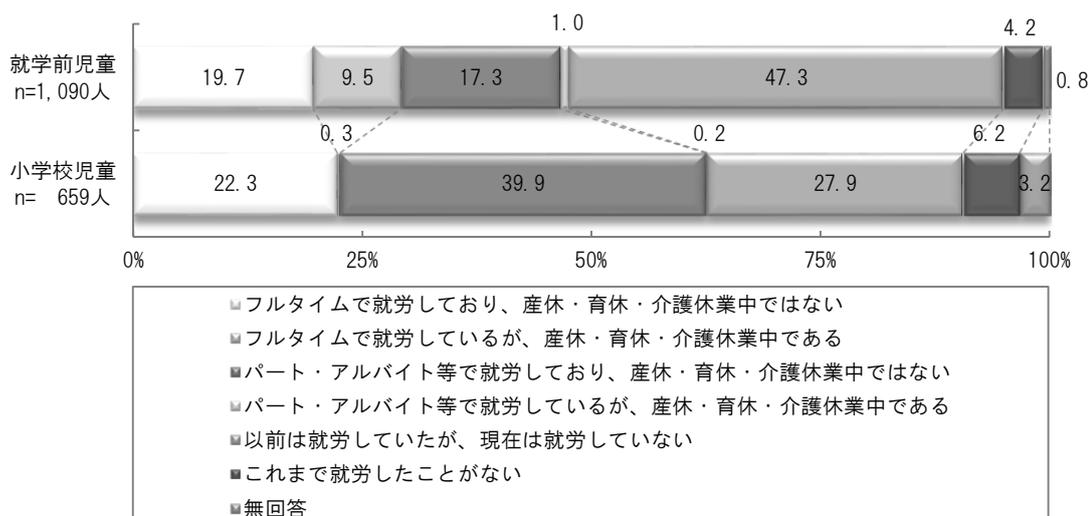
- ▼ 主な親族等協力者の状況では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(59.0%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(17.7%)となっています。一方で、「いずれもない」が(18.3%)となっています。

図表1-2-22 主な親族等協力者の状況



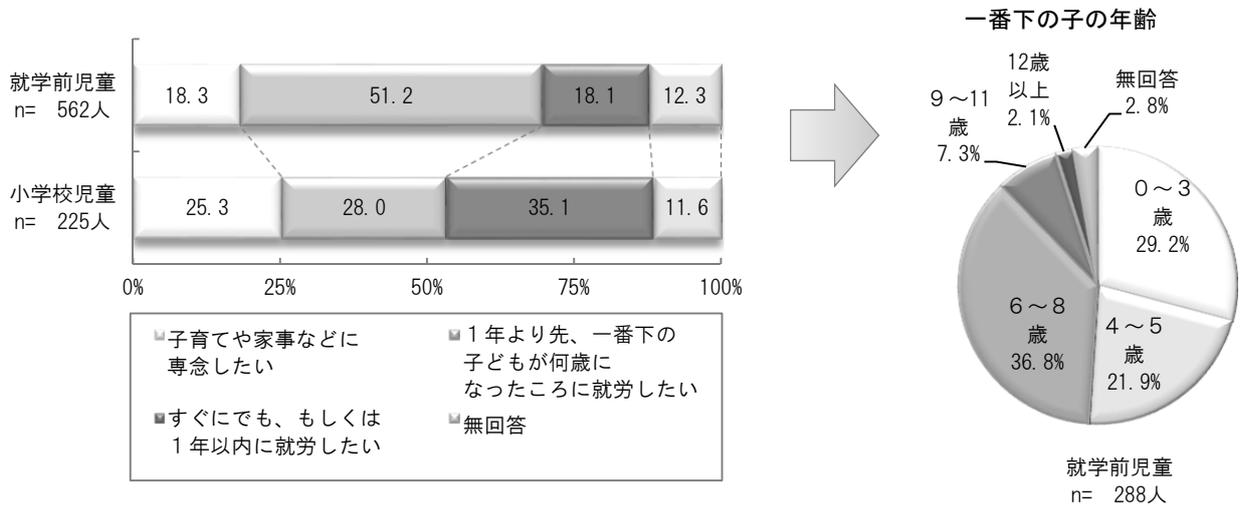
- ▼ 母親の就労状況を見ると就学前児童保護者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(47.3%)が最も多く、小学校児童保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護・その他休業中でない」(39.9%)が最も多くなっています。

図表1-2-23 母親の就労状況



- ▼ 就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童保護者（69.3%）、小学校児童保護者（63.1%）が就労意向をもっています。1年より先の就労希望では、就学前児童保護者（51.2%）となっており、一番下の子の年齢が「6～8歳」になったところが36.8%で最も高くなっています。

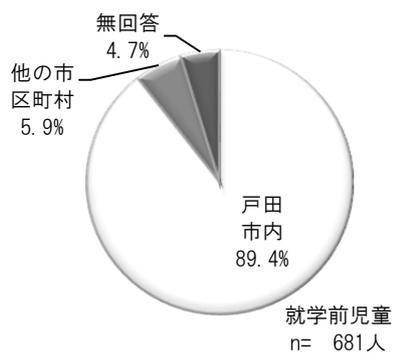
図表1-2-24 就労していない母親の今後の就労希望と就労希望時の末子の年齢



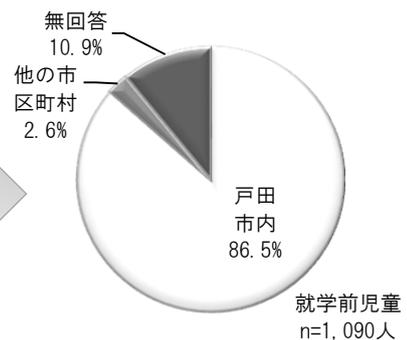
②子育て支援サービスの現状と今後の利用希望

- ▼ 教育・保育の実施場所は、利用状況では「戸田市内」（89.4%）、希望実施場所では「戸田市内」（86.5%）と高くなっています。

図表1-2-25 教育・保育の実施場所

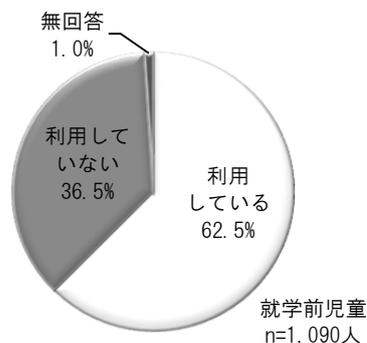


図表1-2-26 教育・保育の希望実施場所

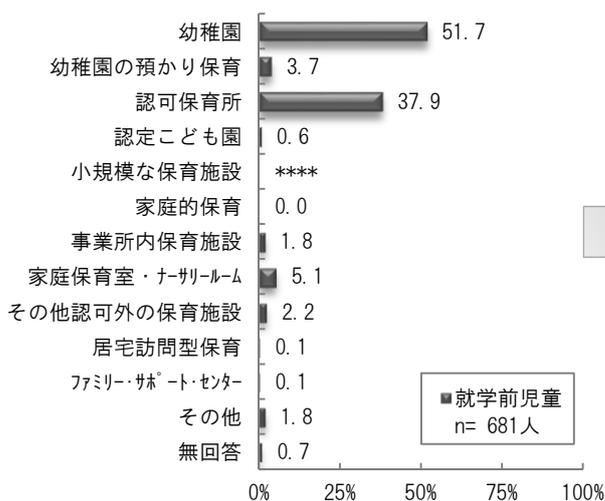


▼ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」(62.5%)、「利用していない」(36.5%)となっています。今後の利用希望(利用していない人も含む)の伸びをみると「幼稚園」(62.2%)が10.5ポイント増、「認可保育所」(43.0%)が5.1ポイント増、「幼稚園の預かり保育」(29.9%)が26.2ポイント増となっています。また、「認定こども園」(17.0%)の利用希望となっています。

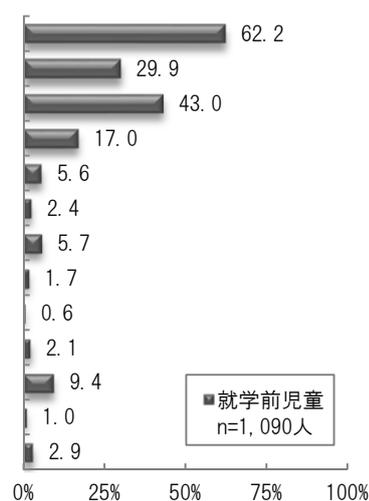
図表1-2-27 定期的な教育・保育事業の利用状況



図表1-2-28 利用中の定期的な教育・保育事業

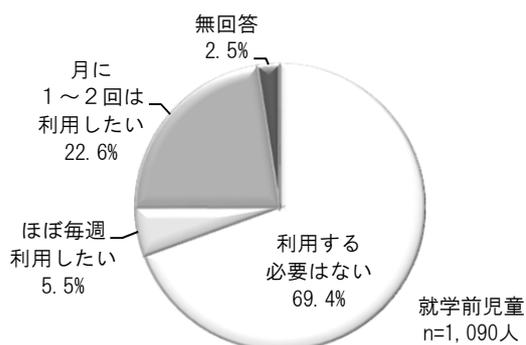


図表1-2-29 希望する定期的な教育・保育事業

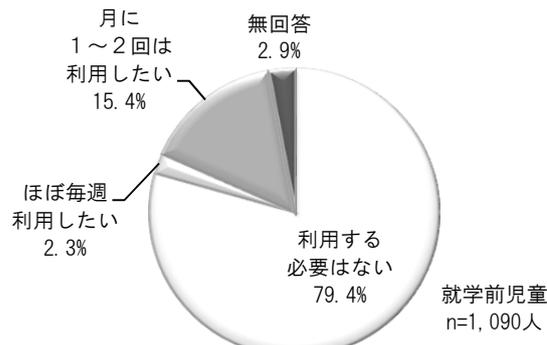


▼ 土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望では、「月に1～2回は利用したい」(土曜日22.6%、日曜・祝日15.4%)、「ほぼ毎週利用したい」(土曜5.5%、日曜・祝日2.3%)となっています。

図表1-2-30 土曜日の利用希望

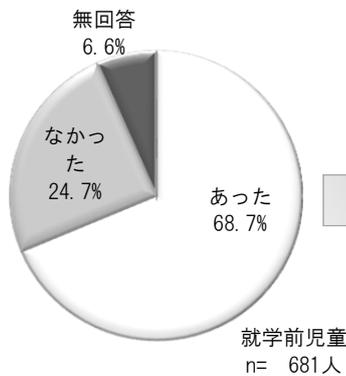


図表1-2-31 日曜・祝日の利用希望

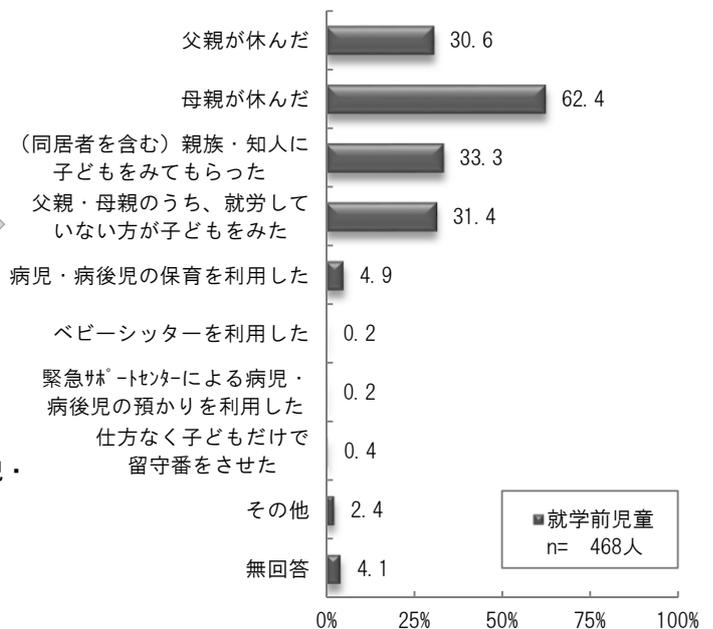


▼ 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことは「あった」(68.7%) となっています。この1年間の対処方法は、「母親が休んだ」(62.4%)で最も多くなっています。父親・母親が休んだ人の病児・病後児保育施設の利用意向は、(38.7%) となっています。

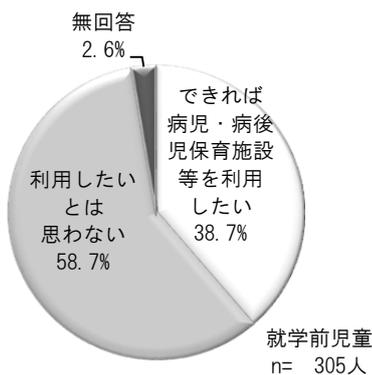
図表1-2-32 病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことの有無



図表1-2-33 この1年間の対処方法

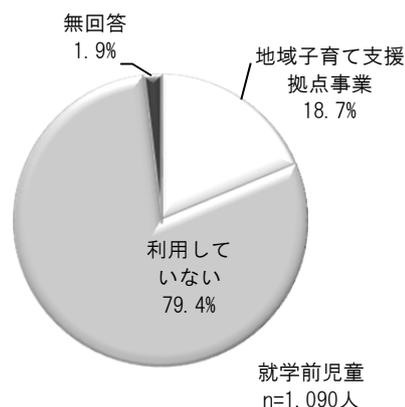


図表1-2-34 父親・母親が休んだ方の病児・病後児保育施設利用意向

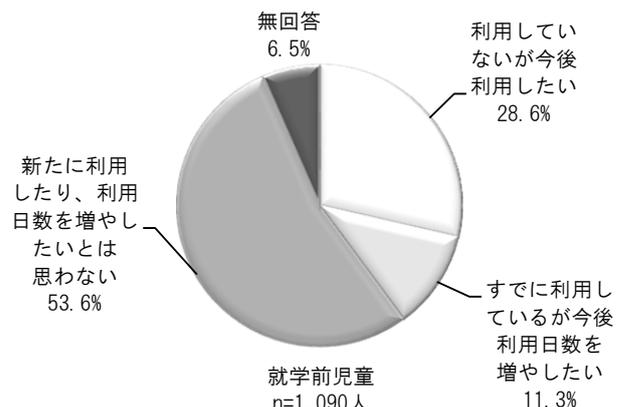


▼ 地域の子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」(18.7%) となっており、今後の利用意向では、「利用していないが、今後利用したい」(28.6%) と増加傾向にあります。

図表1-2-35 地域子育て支援拠点事業の利用状況

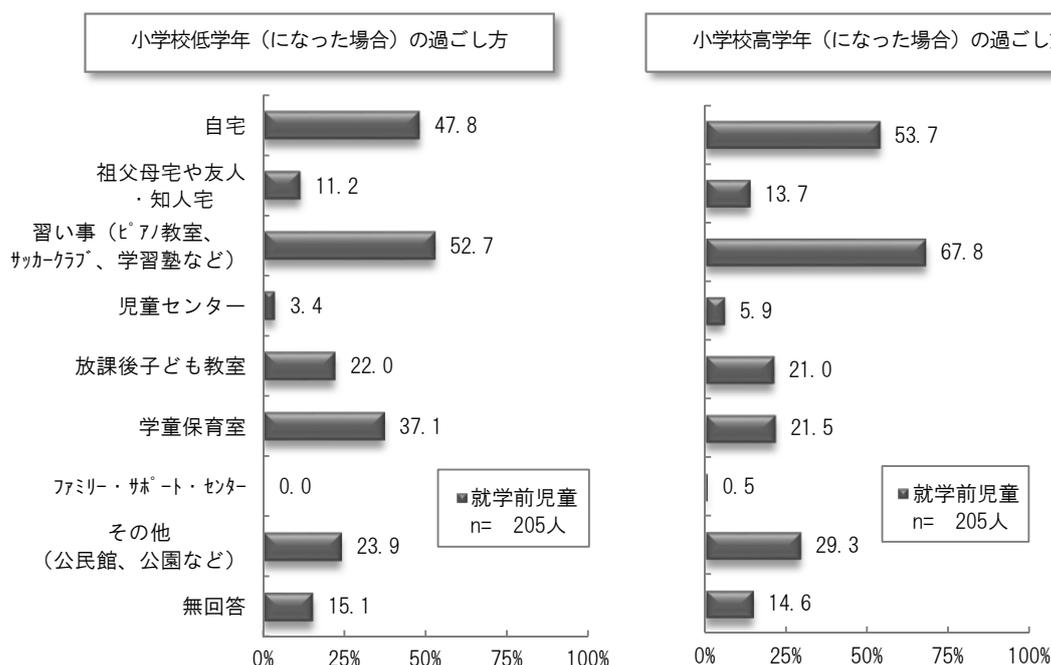


図表1-2-36 未利用者・利用者の利用及び利用回数増加希望

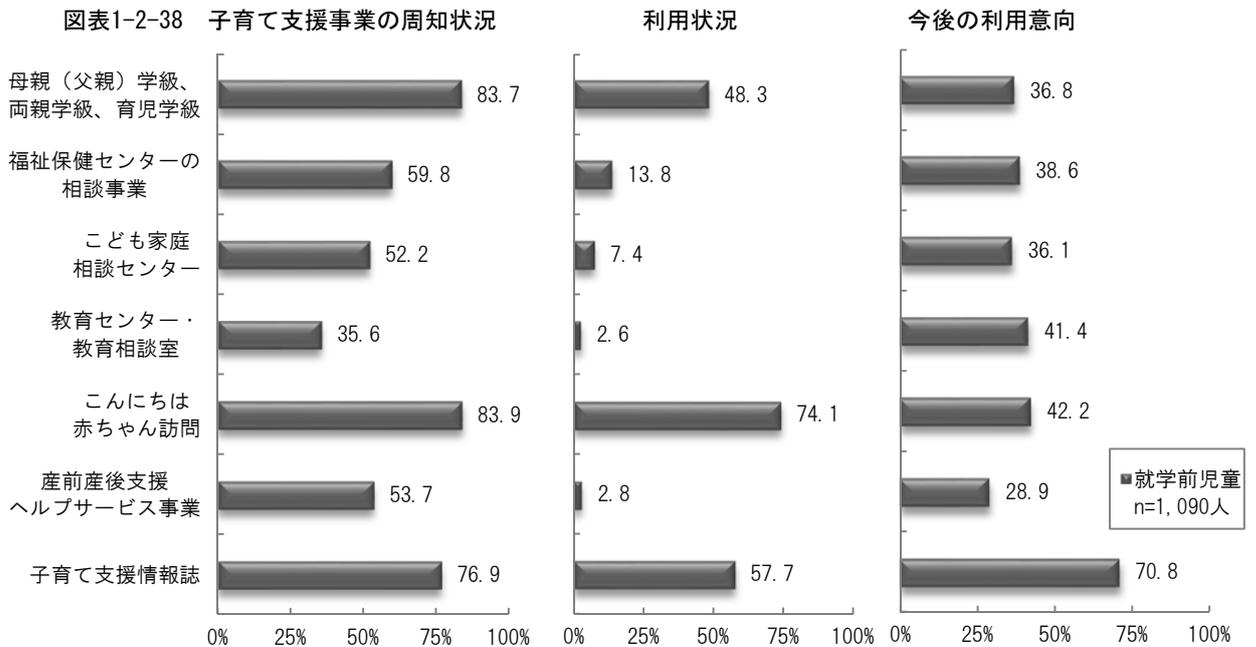


- ▼ 放課後の過ごし方の希望（就学前児童5歳以上）をみると、小学校低学年（になった場合）の過ごし方では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（52.7%）、「自宅」（47.8%）、「学童保育室」（37.1%）となっています。高学年（になった場合）の過ごし方は「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（67.8%）と「自宅」（53.7%）が増加し、「学童保育室」（21.5%）が減少しています。学童保育室の土曜日の利用希望は、「低学年の間は利用したい」（25.6%）、「高学年になっても利用したい」（14.6%）という希望となっています。長期休暇期間中の利用希望は、「低学年の間は利用したい」（12.3%）、「高学年になっても利用したい」（8.2%）となっています。

図表1-2-37 放課後の過ごし方の希望



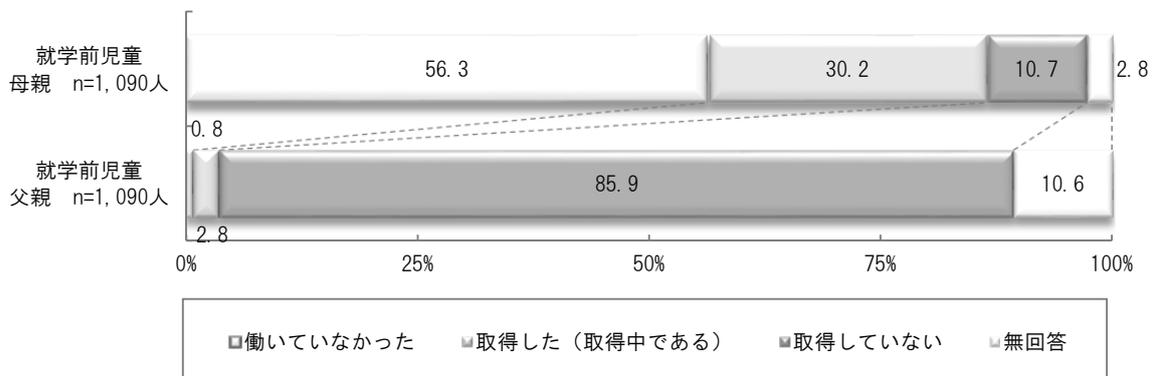
▼ 子育て支援事業の周知度をみると、「教育センター・教育相談室」が35.6%となっていますが、「こんにちは赤ちゃん訪問」(83.9%)、「母親(父親)学級、両親学級・育児学級」(83.7%)、「子育て支援情報誌」(76.9%)などは高くなっています。また、今後の利用意向をみると、「子育て支援情報誌」(70.8%)で他事業も利用状況からみると高くなっていることから、情報を得る手段や正しい情報を得たいということがうかがえます。



③育児休業制度の利用状況

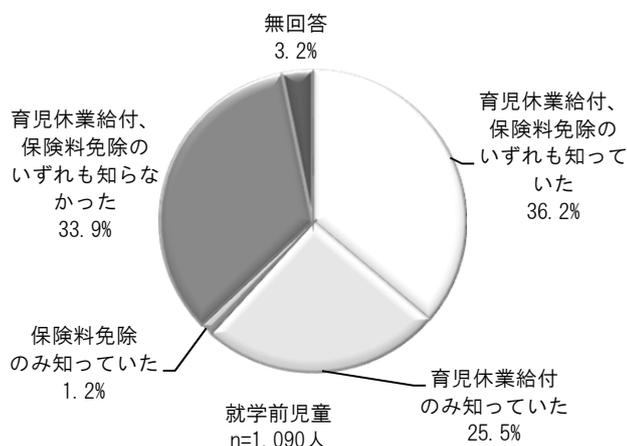
▼ 育児休業制度の利用状況は、母親「働いていなかった」(56.3%)、「取得した(取得中である)」(30.2%)、父親「取得した(取得中である)」(2.8%)となっています。

図表1-2-39 育児休業制度の利用状況



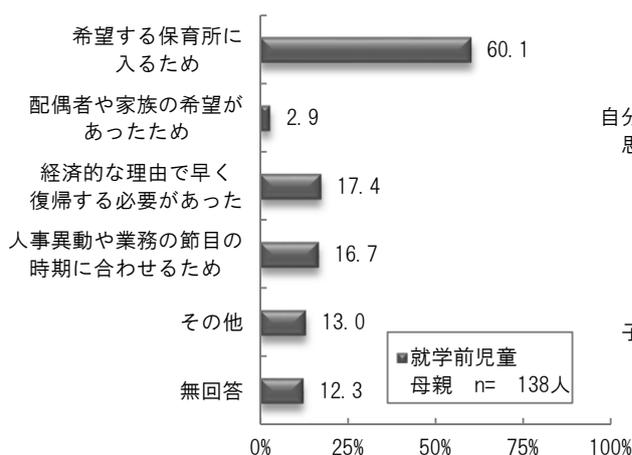
- ▼ 育児休業給付の支給と健康保険・厚生年金保険料免除の仕組みの認知状況をみると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」(36.2%)、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」(33.9%)、「育児休業給付のみを知っていた」(25.5%)となっています。

図表1-2-40 育児休業給付の支給と健康保険・厚生年金保険料免除の仕組みを知っている

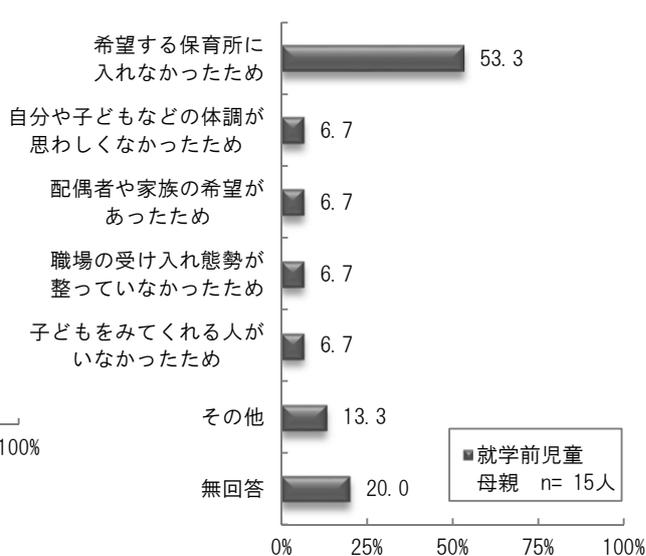


- ▼ 育児休業から「希望」より早く職場復帰した理由をみると、母親は「希望する保育所に入るため」(60.1%)、「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」(17.4%)、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(16.7%)となっています。一方、育児休業から「希望」より遅く職場復帰した理由をみると、母親は「希望する保育所に入れなかったため」(53.3%)が最も高くなっています。

図表1-2-41 育児休業から「希望」より早く職場復帰した理由

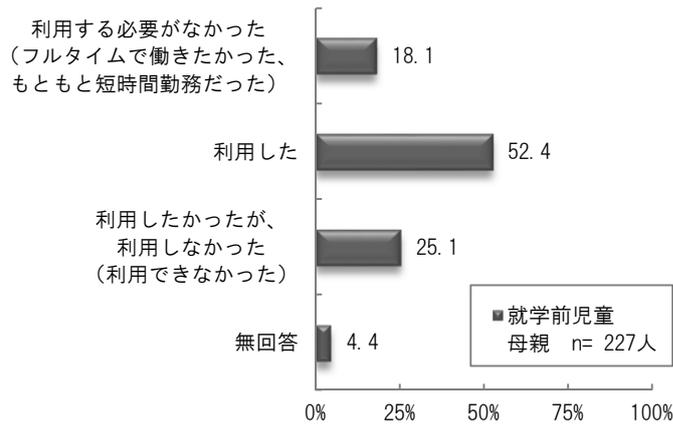


遅く復帰した理由

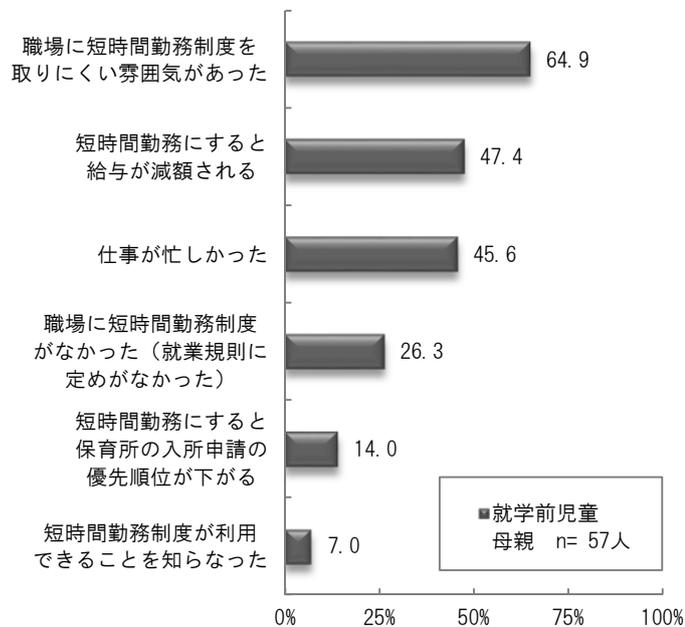


- ▼ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、母親が（52.4%）の利用となっています。職場復帰時に短時間勤務制度を利用しない理由をみると、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」（64.9%）、「短時間勤務にすると給与が減額される」（47.4%）となっています。

図表1-2-42 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



図表1-2-43 利用しなかった理由（上位6項目）

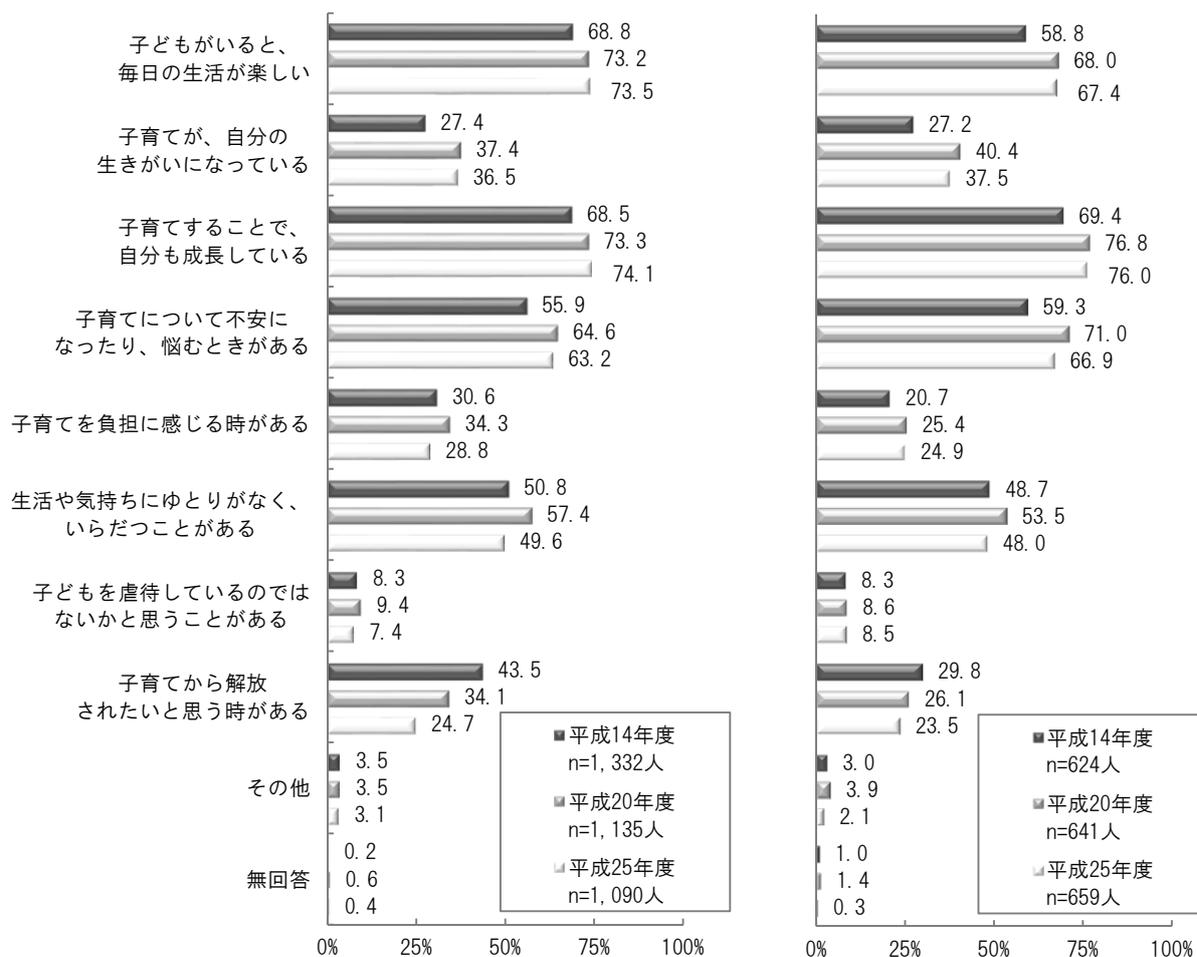


④子育て中の今の気持ち（経年変化）

▼ 「子どもがいて、毎日の生活が楽しい」「子育てすることで、自分も成長している」は、前回調査とほぼ同じ割合で、「子育てを負担に感じる」や「不安になったり悩むときがある」、「気持ちにゆとりがなく、いらだつことがある」は、就学前・小学校児童保護者ともに減少しています。子育てに楽しさや意義を感じる一方、不安感や気持ちのゆとりのなさは、減少傾向となっていますが、一定の割合はあることがうかがえます。

図表1-2-44 就学前児童保護者

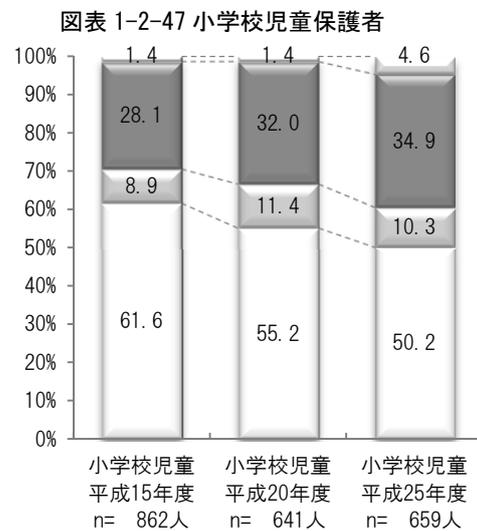
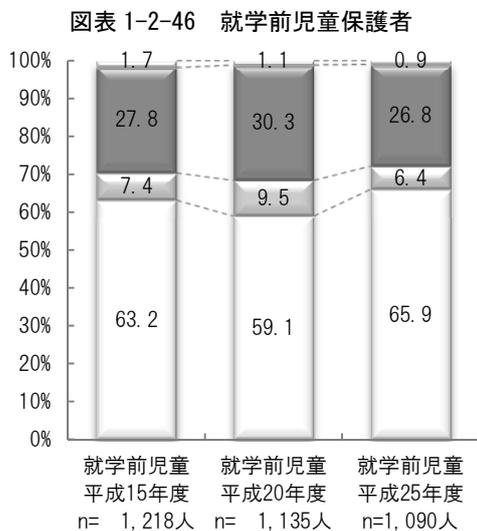
図表1-2-45 小学校児童保護者



資料：平成14年度は「戸田市児童育成計画」策定時の調査
 平成20年度は「戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定時の調査
 平成25年度は「戸田市子ども・子育て支援事業計画」策定時の調査

⑤ ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無（経年変化）

▼ 平成20年度と比較すると「はい」と回答しているのは、就学前児童保護者は（6.8ポイント）上昇し、小学校児童保護者は（5ポイント）低下しています。



■はい ■いいえ ■なんともいえない ■無回答

■はい ■いいえ ■なんともいえない ■無回答

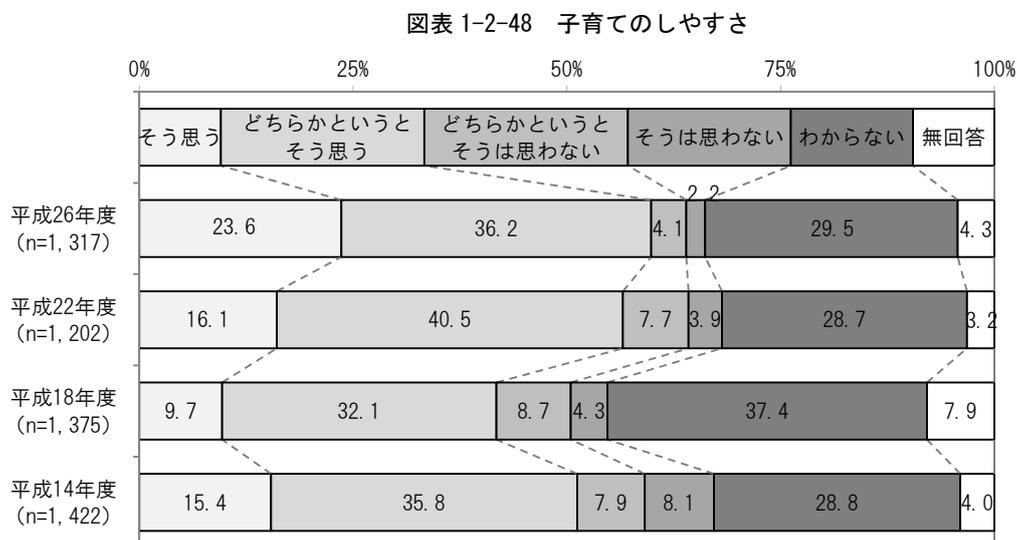
資料：平成15年度は「戸田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」策定時の調査
 平成20年度は「戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定時の調査
 平成25年度は「戸田市子ども・子育て支援事業計画」策定時の調査

(2) 市民意識調査（抜粋）

平成26年5月26日に、市民3,000人を対象に市民意識調査を実施しました。

① 子育てのしやすさ（経年変化）

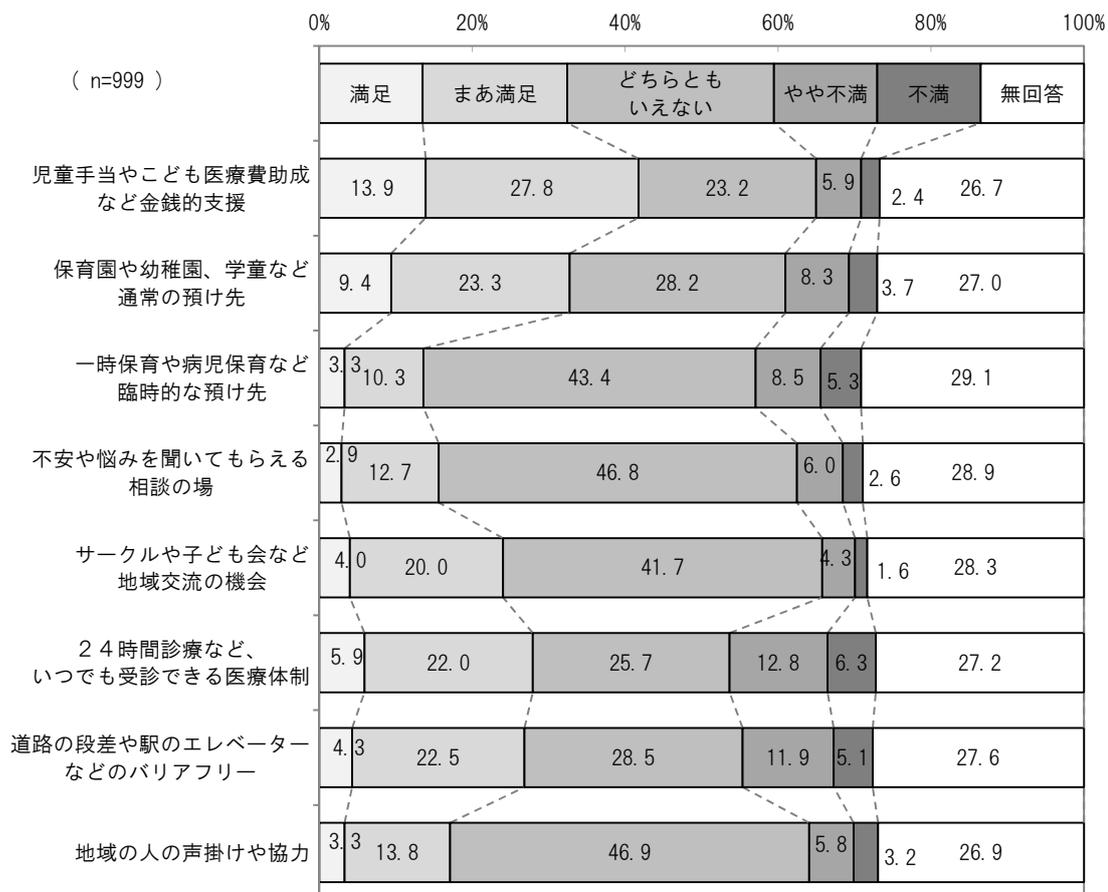
▼ 戸田市の子育てのしやすさについては、「そう思う」（23.6%）と「どちらかという」と「そう思う」（36.2%）を合わせた肯定的な意見が59.8%で過半数を超えています。平成22年度調査と比較すると肯定的な意見が3.2ポイント上回っています。



②子育てに関する満足度

▼ 「児童手当や子ども医療費助成など金銭的支援」と「保育園や幼稚園、学童など通常の預け先」については、「満足」と「まあ満足」を合わせた肯定的な意見が30%を超えています。一方で「一時保育や病児保育など臨時的な預け先」、「不安や悩みを聞いてもらえる相談の場」、「地域の人声掛けや協力」については、肯定的な意見に関して、10%台と満足している人の割合が低くなっています。

図表 1-2-49 子育てに関する満足度



第1部 総論



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

戸田市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、「保育サービス提供基盤の充実」を計画の中心テーマとして掲げ、将来計画値を設定し、重点的に推進する施策として「認可保育所の定員拡大」、「地域子育て支援拠点事業の拡充」、「学童保育室事業の拡充」、「一時預かり事業の充実」に取り組んできました。

認可保育所及び学童保育室の新規開設や地域子育て支援拠点の増設などこれらの取り組みは一定の成果を挙げることができ、平成25年度時点では各施策とも目標値は達成しました。

図表 1-3-1 次世代育成支援後期行動計画将来計画値

施策・事業	項目等	目標指標 (H26年度)	実績量 (H25年度)	担当課	
保育サービス目標量	<平日昼間の保育サービス>				
	認可保育所	(人)	1,900	2,036	保育幼稚園課
	保育5サービス(※1)	(人)	2,391	2,887	
	保育6サービス(※2)	(人)	1,306	1,524	
	特定保育事業	(人) (か所)	12 3	12 3	
	<夜間帯の保育サービス>				
	延長保育事業	(人) (か所)	400 18	498 21	保育幼稚園課
	夜間保育事業	(人) (か所)	0 0	0 0	
	トワイライトステイ事業	(人) (か所)	10 1	8 1	こども家庭課
	休日保育事業	(人) (か所)	15 1	15 1	保育幼稚園課
	病児・病後児保育事業	(日数) (か所)	480 2	524 2	
	放課後児童健全育成事業 (学童保育室)	定員数(人) (か所)	1,270 20	1,319 24	児童青少年課
	一時預かり事業	(か所)	9	9	保育幼稚園課
	地域子育て支援拠点事業	(か所)	13	18	こども家庭課
	ファミリ・ヒート・センター事業	(か所)	1	1	
	ショートステイ事業	(か所)	2	2	

※1 保育5サービス：認可保育園・家庭的保育・事業所内保育所・自治体指定保育所（家庭保育室）・その他保育所

※2 保育6サービス：保育5サービス+幼稚園預かり保育（3歳以上児）

しかしながら、依然として急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く社会環境の変化への対策は必要であり、本市においても都市化、核家族化の進行に伴い、引き続き待機児童問題をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に対する取組が必要な状況です。

こうした子育てをめぐる現状と課題に対応するため子ども・子育て関連3法が成立され、すべての子どもに対する質の高い教育・保育の提供及び地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図る「子ども・子育て支援新制度」が施行されるとともに、次世代育成支援対策推進法の延長が決まりました。

これらを踏まえ、本計画は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及びその時期を定め、市民のニーズに応じていくための施策を推進するものとし、さらにこれまで取組を進めてきた「戸田市次世代育成支援行動計画」の基本理念のもと基本的な考え方等を継承し、総合的な子ども・子育て支援を推進する計画とします。



子どもが輝くまち とだ

～子どもとおとなでつくる確かな次代～

2 子ども・子育て支援法における主要課題

社会環境の状況や子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、本市における子ども・子育て支援の主要課題として、以下の事例が挙げられます。

(1) 子ども本位の教育・保育事業

①すべての子どもに対する質の高い教育・保育の事業の提供

現在は、保護者の就労等にかかわらず、3歳から5歳児の幼児教育を希望する場合は幼稚園、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合は保育所といったように、保護者の就労状況や家庭の事情によって利用できる事業が異なっています。

新制度においては、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育が受けられる環境を整備することが求められています。

②教育・保育を一体的に担う人材の確保・育成

国においては、認定こども園の普及促進を念頭に、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を保有する「保育教諭」の確保に向けた取組が進められています。

本市においても認定こども園制度を活用して教育・保育の一体的提供を実施する場合は、教育と保育を一体的に担う人材を確保するとともに、継続的な研修等を通じて、資質の向上を図ることが必要となります。

③発達障がいを含む特別支援の充実

新制度においては、発達障がいを含む障がいのある子ども等、特別な支援を要する子どもに対する教育・保育事業は、適切な提供が求められています。

現在、幼稚園においては特別支援教育を、保育所においては統合保育の中で障がい児や発達上の課題のある子どもへの保育を提供していますが、それらについては引き続き質の向上を図ることが必要とされています。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

①保育の必要性認定要件の緩和等への対応

新制度においては、フルタイム労働者だけでなく、パートタイマーや居宅内労働者など、様々な就労形態を対象として保育の必要性が認定されるなど、多様化する保育ニーズへの対応が進められることになっています。

②乳児を中心とする潜在的保育ニーズへの対応

共働き家庭の増加を背景に、保育所への入所希望者は年々増加を続けており、本市においては、依然として保育所待機児童の問題が発生しています。

特に0歳児をはじめとする乳児の潜在的保育ニーズは本市においても非常に高い状況にあるため、各職場における育児休業の取得促進や保育所等における乳児の受入枠の拡大などが必要とされています。

(3) 持続可能なサービス供給体制の確保

①将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備

本市の児童人口は、計画期間の平成31年度までは増加傾向となっておりますが、その後、少子化の進行が予測される中、教育・保育事業の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、保育の必要性認定要件の緩和により、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえて、ニーズ量に応じた供給体制を整備することが求められます。

②教育・保育提供区域ごとのサービス

新制度においては、教育・保育提供区域ごとに必要とされる子ども・子育て支援の事業量を算定し、量を確保していくこととされています。

現状では幼稚園や保育所などの教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業についても、市全域を1区域と設定していますが、各地域における量の見込みを踏まえて、サービスを確保していくことが必要となります。

(4) 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援

①働く保護者が子どもと向き合える環境づくり

子どもの健やかな育ちを保障するためには、父母その他の保護者が就労の有無にかかわらず、子どもと積極的に関わり、協力し合いながら子育てに関する責任と役割を果たしていくことが重要です。

そのためには、各企業・事業所において育児休業制度の適切な運用や勤務時間の見直し、育児への理解促進など、男女を問わず、働きながらでも子育てに向き合うことが出来る環境を整備していくことが求められます。

また、こうした問題は小学校就学前に限らず、低学年を中心とする学童期においても課題となっていることから、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない支援を講じることが必要です。

②育児疲れなどに起因する児童虐待の防止

近年における核家族化やコミュニティ意識の希薄化に伴い、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児疲れなどから児童虐待へと発展するケースも発生しています。

こうした問題を未然に防止するには、妊娠・出産期から第三者が積極的に関わり、それぞれの家庭に応じた継続的な相談・支援を行うことが重要です。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく支援を求めることが重要であるため、関係機関とのさらなる連携強化が必要とされています。

③子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供

本市においては、様々な子ども・子育て支援事業を実施していますが、育児に追われる中で子育て支援に関する十分な情報を得られず、そのことにより育児不安や育児疲れなどが深刻化するケースも想定されます。

こうした問題を未然に防ぐため、新制度においては、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業、子育て家庭の訪問等による相談事業などを通して、保護者に対するよりきめ細かな情報提供を行うことが求められています。

④小学校への円滑な接続

新制度においては、幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続に向けた支援の充実を図ることが求められています。

本市においても、幼児期と学童期でカリキュラムが異なることを踏まえた接続期の支援や、学童保育施設の整備などが必要とされています。

第2部 各論



子ども・子育て支援事業の充実

第1章 子ども・子育て支援事業の充実

1 子ども・子育て支援新制度

(1) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の充実」です。

図表2-1-1 新制度のポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

①子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表2-1-2 地域型保育事業の構成

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下 1人			
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

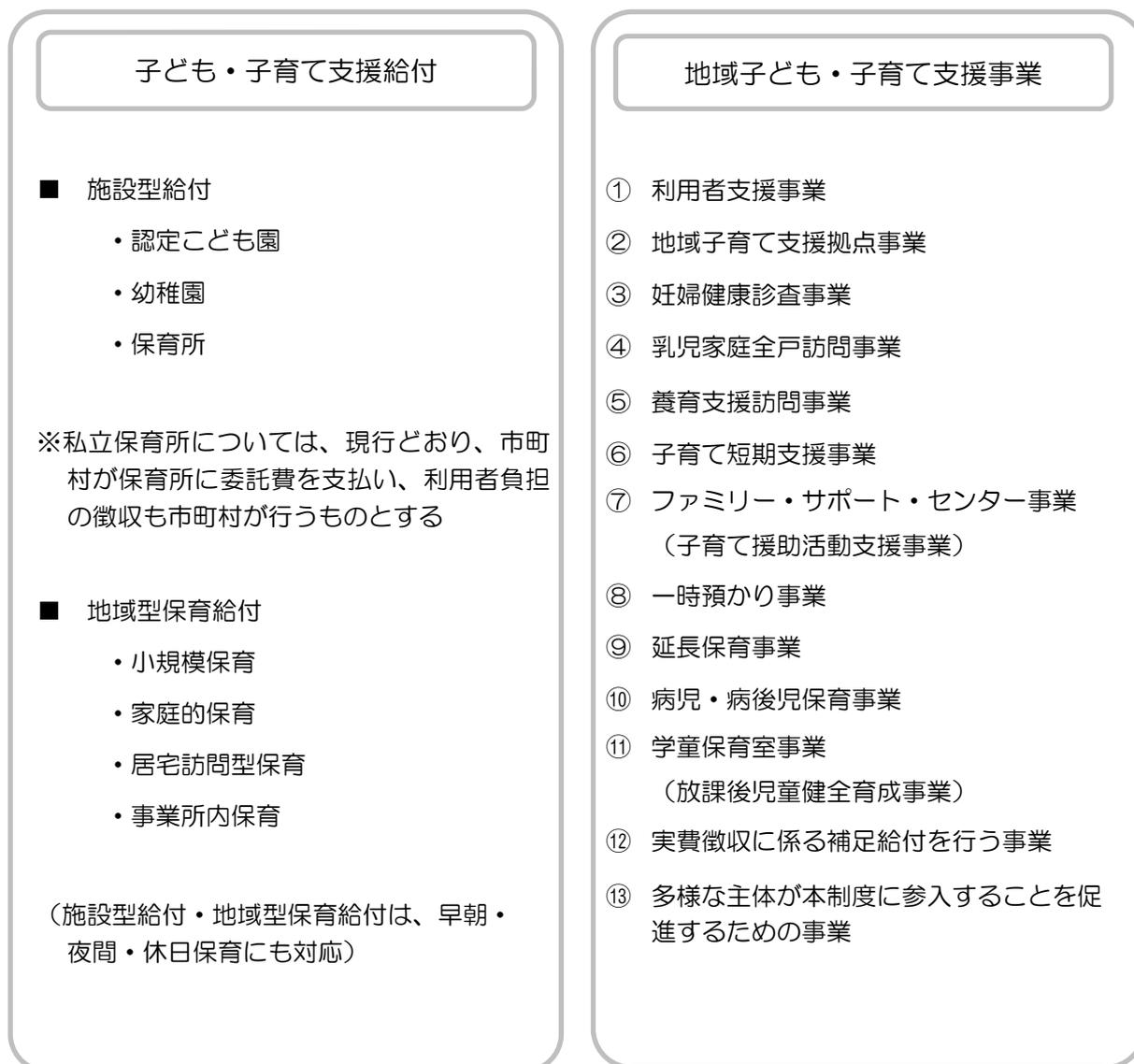
資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、それらは交付金の対象事業となります。

図表2-1-3 新制度における事業の体系



③保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

図表2-1-4 認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

図表2-1-5 認定基準

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が認める事由
区 分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

①推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、補正を行いました。

図表2-1-6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(4) 教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して市全体を1区域と設定します。

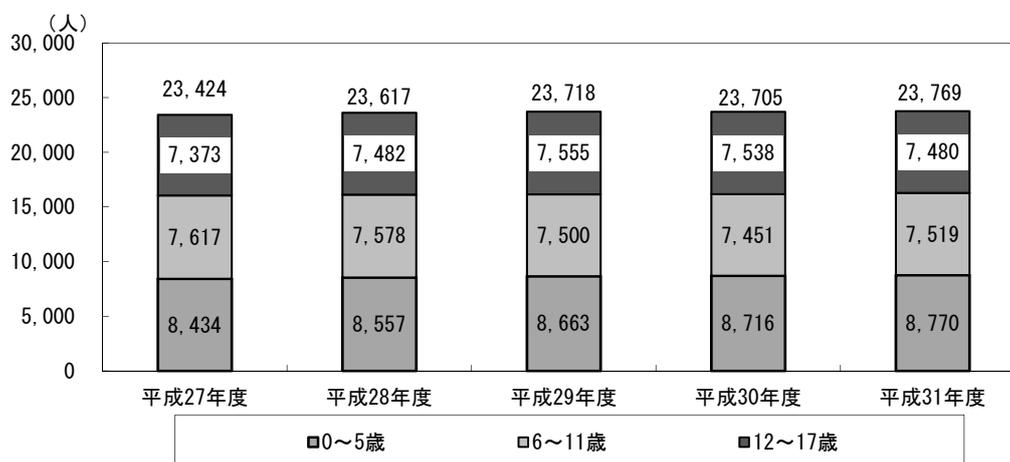
(5) 計画期間の児童人口推計

図表2-1-7 計画期間における年齢各歳別人口

単位：人

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
1歳	1,520	1,524	1,520	1,519	1,521
2歳	1,447	1,503	1,507	1,503	1,502
3歳	1,408	1,410	1,465	1,469	1,465
4歳	1,317	1,369	1,370	1,423	1,427
5歳	1,273	1,285	1,336	1,336	1,388
6歳	1,279	1,243	1,256	1,305	1,306
7歳	1,171	1,232	1,197	1,211	1,257
8歳	1,211	1,191	1,253	1,217	1,231
9歳	1,362	1,240	1,220	1,284	1,247
10歳	1,334	1,358	1,236	1,216	1,280
11歳	1,260	1,314	1,338	1,218	1,198
12歳	1,246	1,241	1,295	1,319	1,200
13歳	1,222	1,241	1,236	1,290	1,314
14歳	1,292	1,258	1,277	1,272	1,328
15歳	1,373	1,290	1,256	1,275	1,270
16歳	1,182	1,302	1,223	1,191	1,209
17歳	1,058	1,150	1,268	1,191	1,159
合計	23,424	23,617	23,718	23,705	23,769

※平成21年～25年の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により算出。



2 幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込と確保の内容は以下のとおりです。

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,682	2,691	2,715	2,765	2,782	2,795
②確保提供量	2,682	2,920	2,848	2,848	2,848	2,848
特定教育・保育施設	0	0	168	168	168	168
確認を受けない幼稚園	2,682	2,920	2,680	2,680	2,680	2,680
②-①	0	229	133	83	66	53

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,202	1,672	1,805	1,970	2,124	2,291
幼児期の学校教育の利用希望が強い	—	374	380	390	395	400
上記以外	1,202	1,298	1,425	1,580	1,729	1,891
②確保提供量	1,202	1,844	1,989	2,093	2,192	2,291
特定教育・保育施設	—	1,798	1,943	2,047	2,146	2,245
認可外保育施設	—	46	46	46	46	46
②-①	0	172	184	123	68	0

(3) 3号認定（0歳児）

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	191	208	220	232	245	259
②確保提供量	191	258	269	278	287	297
特定教育・保育施設	—	187	198	206	214	222
地域型保育事業	—	46	46	47	48	50
認可外保育施設	—	25	25	25	25	25
②-①	0	50	49	46	42	38

(4) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	837	949	1,046	1,131	1,221	1,320
②確保提供量	837	992	1,074	1,150	1,226	1,320
特定教育・保育施設	—	702	784	842	900	958
地域型保育事業	—	120	120	138	156	192
認可外保育施設	—	170	170	170	170	170
②－①	0	43	28	19	5	0

(5) 3号認定（0～2歳児）の保育利用率

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳推計児童数	4,512	4,436	4,493	4,492	4,488	4,490
3号認定量の見込み	1,028	1,157	1,266	1,363	1,466	1,579
保育利用率（％）	22.8	26.1	28.2	30.3	32.7	35.2

【幼児期の教育・保育施設の整備に関する確保の内容】

■ 1号認定（幼稚園等で教育を希望する場合）について

- ・新制度に移行しない幼稚園のほか、移行した場合の幼稚園、認定こども園における教育利用希望者も含め、受け入れ可能人数を設定します。
- ・既存の市内私立幼稚園全10園における定員総数が、5年間の量の見込数を上回る状況から、新制度の幼稚園若しくは認定こども園へ移行したとしても、当該施設全体の定員数に変更がなければ、量の見込分は確保できることとなります。

■ 2号・3号認定（保育の必要な事由に該当し保育所等で保育を希望する場合）について

- ・入所申込状況等により、随時確保策の見直しを検討し、平成31年度までの5年間で、量の見込分が受け入れ可能となるよう、保育所等の整備を計画します。
- ・小規模保育の連携先施設を増やすため、2歳児と3歳児のクラス定員差がより大きくなるよう、保育所の整備を進めます。
- ・既存の幼稚園について、長時間の預かり保育の充実化を促進し、小規模保育の連携先施設の確保に努めるとともに、認定こども園化を促進し、高まる保育需要の緩和を図ります。
- ・既存の認可外保育施設について、新制度の基準に合致した保育所等への移行を促進し、保育の質を高めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込と確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。
(3) 確保方策の考え方	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業についての専門知識を有する職員の配置を推進していきます。

② 確保提供量

単位：か所

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量	0	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報交換などを行う。市内に、子育て支援センター9か所、親子ふれあい広場7か所、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場の計18か所を設置。不定期で出張広場も実施。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査及び推計児童数をもとに量の見込みを算出。設置数及び開室日数から提供は可能であるが、今後も事業の周知を図りながら、利用状況等をみて開室日時や開室場所などの見直しをしていきます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	107,410	111,787	111,322	111,320	113,098	113,148
②確保提供量	107,410	111,787	111,322	111,320	113,098	113,148
②-①	0	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施。母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券（14回分）を配布する。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を推進していきます。

② 確保提供量

単位：延べ利用回数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,615	1,682	1,679	1,677	1,679	1,680
②確保提供量	1,615	1,682	1,679	1,677	1,679	1,680
②－①	0	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を看護職が家庭訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児相談・お母さんの体の相談・母子保健サービスや予防接種の案内を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。事業及び「お誕生連絡票」、「出生連絡票」の提出について周知を図りながら、すべての家庭に訪問できるよう努めます。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,432	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
②確保提供量	1,432	1,469	1,466	1,465	1,466	1,467
②－①	0	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された特に支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な助言指導及び育児・家事援助を行う。
(3) 確保方策の考え方	過年度実績から量の見込みを算出。 乳児家庭全戸訪問等との連携を図りながら、該当家庭に対しては、必要な訪問支援、家事支援を実施します。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	4	4	4	4	4
②確保提供量	0	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	①ショートステイ事業 ②トワイライトステイ事業
(2) 事業の概要	①保護者の疾病等、家庭において一時的に子どもの養育が困難になった場合に施設で子どもを預かる（宿泊を伴う）。 乳児院2か所、児童福祉施設1か所で実施している。 ②保護者が就業等で帰宅が遅くなり、子どもの夜間の養育が困難な場合に施設で子どもを預かる。 児童福祉施設1か所で実施している。
(3) 確保方策の考え方	①ニーズ調査をもとに量の見込みを算出。 契約施設3か所の定員で提供可能です。 ②利用実績から定員にて提供可能です。

② 確保提供量

【ショートステイ事業】

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	195	198	200	201	203
②確保提供量	0	252	252	252	252	252
②-①	0	57	54	52	51	49

【トワイライトステイ事業】

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量	289	2,260	2,260	2,260	2,260	2,260

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり他育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。事業の周知を図りながら、協力会員の増加を図り、必要な援助活動が行われるように努めます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,134	2,238	2,290	2,346	2,402	2,457
②確保提供量	2,134	2,238	2,290	2,346	2,402	2,457
②-①	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

8-1 【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。園により預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	一時預かり実施幼稚園の利用実績から量の見込みを算出。在園児については提供可能。未実施園での事業について検討します。

② 確保提供量（1号認定＋2号認定）

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10,285	13,602	15,642	17,988	20,686	23,789
②確保提供量	10,285	13,602	15,642	17,988	20,686	23,789
②－①	0	0	0	0	0	0

8-2 【一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（預かり保育以外）
(2) 事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 戸田公園駅前子育て広場一時預かり 利用理由を問わず、1日6時間を上限として1時間単位で児童を預かる事業。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

【一時保育事業】

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12,088	12,426	12,436	12,433	12,436	12,426
②確保提供量	12,088	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
②－①	0	12,174	12,164	12,167	12,164	12,174

【戸田公園駅前子育て広場一時預かり】

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保提供量	446	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

(9) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査に利用実績を補正し量の見込みを算出。必要とする利用者について、適正に実施していきます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	383	505	512	546	593	644
②確保提供量	383	2,428	2,664	2,915	3,168	3,442
②-①	0	1,923	2,152	2,369	2,575	2,798

(10) 病児・病後児保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業。市内に 3 か所設置。
(3) 確保方策の考え方	利用実績から量の見込みを算出。利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

単位：延べ利用人数／年

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	524	540	548	554	558	562
②確保提供量	524	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
②-①	0	2,340	2,332	2,326	2,322	2,318

(11) 学童保育室事業（放課後児童健全育成事業）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により保育が困難な家庭に、放課後児童を預かる事業。 公立 22 か所、定員 1,225 人。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査をもとに算出。民間学童保育室の設置等により定員拡大を図ります（確保提供量は公立・民間の合計値）。

② 確保提供量

単位：人

項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	933	1,401	1,398	1,398	1,398	1,416
低学年	928	1,029	1,030	1,041	1,049	1,066
高学年	5	372	368	357	349	350
②確保提供量	933	1,610	1,660	1,660	1,660	1,660
②-①	0	209	262	262	262	244

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業
(2) 事業の概要	保育料は、国が定める公定価格を基に、市が条例により利用者負担額を設定するが、施設によっては、それに以外に実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合がある。 実費徴収があった場合、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため補助を実施する。
(3) 確保方策の考え方	国が設定する基準をもとに助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な主体の参入促進事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的、継続的かつ円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）などを行う。
(3) 確保方策の考え方	新規事業者が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援を行います。

第2部 各論



子ども・子育て支援関連施策の推進

第2章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 就学前における教育・保育事業の充実

保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた教育・保育の一体的提供や地域子ども・子育て支援事業の充実など多様で総合的な子育て支援を進めるため、それらの推進に関する体制の確保を図ります。

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

教育・保育の一体的提供が可能な認定こども園の普及のため、国では、認可・認定手続きの簡素化など新たな設置や移行がしやすい制度としています。

本市においても、利用者ニーズや幼稚園、保育所等の事業者の意向、施設・設備要件の状況などを十分にふまえながら、今後認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

子どもの健やかな育ちを保障するため、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠なことから、合同研修の開催などによる職員の資質向上や連携体制の構築を図りながら、人材の確保や育成に向けた支援のあり方を検討します。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に子ども・子育て支援を実施することが求められていることから、すべての子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行うため、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の教育・保育の一体的提供や地域の子ども・子育て支援事業の質・量にわたる充実に取り組みます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育施設と3歳児未満の保育を提供する小規模保育施設等の地域型保育事業が相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が考えられることから、地域型保育事業を利用した子どもが満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう教育・保育施設と地域型保育事業の情報共有と連携支援を図ります。

(5) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等が共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、共通点について理解を深め共有することが重要なことから、児童の交流や意見交換、情報交換など連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

市民の声

- ◆親のいろいろな状況によって預けられる認定こども園を増やしてほしい。
- ◆戸田市の子育て、教育現場の連携を進めてほしい。
- ◆「教育・保育環境の充実」とてもいいと思いますが、子どもを親・地域が育てる、家庭の絆を忘れさせない計画にしてください。



●市民インタビュー

平成26年1月14日に市内の子育てサークル、2月24日に公募の市民を対象にインタビューを実施しました。

子育てサークルからの意見

- ・認定こども園、公立幼稚園があると良い
- ・小学生が野球、サッカー、自然の中などで遊ぶ場所があると良い
- ・小学生からの子育て支援の充実
- ・子育てサークル他いろいろな子育て活動できる場が必要

また、戸田市のいいところは、子どもが多いので、まち全体が子どもに対して寛容であるとのことでした。

市民からの意見

- ・小学生がのびのびと遊べる屋外で、そこに行けば地域の人がいて、安全で子どもが自然と集まってくるような場所があればいいと思う。
- ・子育て広場は、ママ友作りに活用しているが、今度は子どもたちが自ら遊び友達作りができるような屋外の場所がほしい。
- ・子育て支援センターの子どもの年齢や日時など利用内容や公園の遊具の種類を充実させて欲しい。
- ・ゲーム（LINEとか）以外でコミュニケーションを学ぶ必要やアウトメディアなど市や学校などと連携して行ってはどうか。
- ・保育園に申し込み待機になったが、保育園をただ増やすだけでなく、ニーズにあった園（認定こども園が魅力的）を増やしてほしい。

また、戸田市のいいところは、子連れが多いので、挨拶すると自然にかえってくる。子育て支援が充実している。公園、子育て支援センター、その他室内での遊び場がたくさんある。中学生までの医療費の助成。交通の便がよく、通勤に便利などでした。

●市民説明会

平成26年7月26日に「子ども・子育て支援新制度説明会」（託児付き）を実施しました。

市民説明会での質問

- ・幼稚園や保育園などに新制度への移行調査はしているのか
- ・幼稚園や保育園が新制度に移行すると現行と何が違うのか
- ・市は、認定こども園への移行するよう促していくのか
- ・申し込みや待機児童はどうなるのか、保育所を新設していくのか

また、私立幼稚園が預かり時間の延長や夏休み期間の預かり、日々の一時預かりなどを多く実施してもらえばいいと思うなどのご意見がありました。

2 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた支援

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できる環境を整えるように取り組んでいきます。

(1) 子育てに関する情報提供の充実

必要な人に、必要な情報が提供できるよう多様な媒体・機会を活用して、子ども・子育てに関する情報を提供します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
1	子育て支援情報の提供 市広報・ホームページ、PR紙などによる子育て関連情報案内の充実	こども家庭課

(2) 子育て相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう、専門的なものから気軽に利用できる身近な相談窓口まで、多様で利用しやすい相談体制の充実に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
2	こども家庭相談事業 子育ての悩み、育児不安など児童に関する相談を実施。家庭訪問相談の体制の整備を図るとともに関係機関との連携を密にし、要支援家庭への相談・支援機能の強化・充実	こども家庭課
3	地域での相談事業 家庭児童相談員を派遣し、児童センター等で相談を実施	こども家庭課
4	子どもに関する相談 子どもの発達や育児相談等の各種相談を専門医等が実施。関係機関との連携により、迅速に対応できる体制の整備	福祉保健センター
5	保育所の育児相談事業 保育所の保育士による相談の実施。相談事業の周知	保育幼稚園課
6	子育て支援センター事業 育児不安についての相談を始め講演会、子育てサークルの育成・支援及び親同士の交流の機会の場の提供	保育幼稚園課



(3) 多様なニーズに対応した保育の拡充

保育需要が高い0歳児、1歳児など低年齢児の受入枠の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
7	保育所の新設	民設民営による保育所新設の促進	保育幼稚園課
8	既設保育所の定員拡充	保育所待機児童数の状況により入所円滑化事業の対応	保育幼稚園課
9	低年齢児（0～2歳児）保育	低年齢児（0～2歳）の定員拡充	保育幼稚園課
10	延長保育事業	延長保育受入児童数の拡大	保育幼稚園課
11	休日保育事業	日曜、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応	保育幼稚園課
12	病児・病後児保育事業	おおむね10歳未満までの児童で病気又は病気回復期のため、安静の確保に配慮が必要で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭保育が困難な時期、児童を専門施設で一時的に保育	保育幼稚園課
13	一時預かり事業（保育所型、地域密着型）	一時保育（緊急、非定型、リフレッシュ）の需要増加に対応するため、実施箇所の拡大	保育幼稚園課 こども家庭課

(4) 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう子どもの視点に配慮した保育の質の向上を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
14	地域に開かれた保育所運営	保育所において、保護者等からの苦情に対し開かれた解決の仕組みを整備するため、第三者委員を設置	保育幼稚園課
15	保育所でのボランティア事業	高齢者や学生等のボランティア活動により、園児の保育を支援	保育幼稚園課

(5) 市民・民間企業等との連携

民間法人などの保育事業への参入を促進するとともに、家庭保育室など認可外保育施設に対して、良好な保育環境の整備に向けて指導・監督及び支援を推進します。また、地域での子育て支援であるファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
16 家庭保育室への助成	低年齢児保育、産休明け・育休明け保育の受入など良質な保育サービスの提供のための家庭保育室への助成	保育幼稚園課
17 民間保育サービスへの支援	私立認可保育所への支援の充実、家庭保育室など認可外保育施設への指導・支援の充実、公立保育園の運営の民営化（公設民営方式）の検討	保育幼稚園課
18 ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員となって行う育児の相互援助活動	こども家庭課

市民の声

- ◆親同士や地域の人々などが交流できる場があるといいと思う。
- ◆子育てに関する情報について、1か所見れば全て情報収集できるようにしてほしい。
- ◆遊びや発達、ぐずった時の対応などテーマごとの相談会や同じ悩みを持った親が集まる機会があるといいと思う。
- ◆復職時期や4月入所など考えなくても保育園に入れるようになればいいと思う。



3 児童虐待防止対策の充実

養育支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、必要な支援の実施により児童虐待の予防を図ります。

また、相談体制の強化及び子育て支援事業の充実を図り、児童相談所をはじめとする専門の関係機関との連携のもと虐待の早期発見・早期対応を実施するなど児童虐待防止対策を図ります。

(1) 児童虐待の予防

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援が必要な家庭の早期把握による支援の実施や地域子育て支援拠点、子育て講座等の実施により子育て不安や負担感の軽減を図ります。

(2) 児童虐待の発見・相談体制の整備

要保護児童対策地域協議会における虐待の早期発見の徹底や子育て関連施設や市民への周知及び協力要請などにより、発見体制の充実を図ります。

また、虐待相談対応における組織的な対応及び適切な支援を実施するため、関係機関の協力を得ながら、専門の職員の配置や研修の実施など相談体制を強化し、必要な場合は遅滞なく児童相談所の権限及び専門的な知識や技術を求めるなど連携の強化を図ります。

(3) 社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携や母子生活支援施設の充実など社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援へ活用していき、地域、関係機関の理解と協力のもと、里親制度の普及・啓発による里親の支援や児童養護施設等への支援など地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
19 要保護・要支援乳幼児家庭の把握	乳幼児健康診査未受診者の家庭訪問などを通じて、要保護・要支援家庭を把握	福祉保健課
20 要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施	こども家庭課
21 虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報	こども家庭課
22 児童保護体制	要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連携の下、児童福祉施設等へ保護	こども家庭課
23 里親制度の普及	児童相談所との連携による里親制度の広報活動の充実と児童の受入れ体制の拡大	こども家庭課

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立や経済面、住居、子どもの養育など様々な困難を抱えていることや近年の社会情勢からますます厳しい状況にあります。

これらを受け、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりとひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。

(1) 子育て・生活の支援

①母子・父子自立支援員による相談支援の充実

ひとり親家庭や寡婦の方が抱えている子育て、生活、就労などの様々な問題の相談に応じられるよう、母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等を支援します。

②専門的な相談支援の情報提供及び連携

法律相談や家庭児童相談、DV相談など専門的な見地からの支援が必要となった場合に利用できる相談窓口を適切に案内し、連携を図りながら継続的な支援を実施します。

- ・法律相談 (防犯くらし交通課)
- ・家庭児童相談 (こども家庭相談センター)
- ・DV相談 (福祉保健センター)
- ・乳幼児健康相談 (福祉保健センター)
- ・教育相談 (教育センター)

③ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の親が、疾病等などにより一時的に家事・育児等に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の利用の促進を図ります。

④母子生活支援施設への入所支援

母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所を図ることにより、母子家庭の自立に向けた支援を行います。

⑤住居に関する支援

住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成」と賃貸契約する際の債務保証制度の保証料を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業」の周知及び利用促進を図るとともに、公営住宅等の情報提供を行うなど住居に関する支援を行います。

⑥情報提供の充実

ひとり親支援に関する各種制度をはじめとし、その他子育て支援制度全般や養育費の取決め等に関する事、母子寡婦福祉会に関する事などひとり親家庭の支援に寄与するための情報提供を行います。

⑦ひとり親家庭への学習支援

ひとり親家庭の児童への学習機会の充実や、進路などの相談を受けるなど、ひとり親家庭の自立に向けた学習支援の実施を検討します。

(2) 就業支援

①母子・父子自立支援員による就業支援の充実

母子・父子自立支援員による就職に関する相談や「ハローワークマザーズコーナー」や各種媒体による求人情報、就職に関する講座等の情報提供の充実を図ります。

②母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進

個々の家庭状況・職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を図り、きめ細かな就労支援を実施します。

③ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

就業を支援するため、指定された教育講座を受講した場合に受講料の一部を助成し、主体的な職業能力の開発の取組を支援します。

④ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

就業に有利な看護師・介護福祉士等の資格を取得するために2年以上修業する場合、一定の期間において生活の負担軽減を図るための費用を給付します。

(3) 経済的支援

①児童扶養手当の給付

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、制度に関する必要な情報提供及び手当の適正な給付を行い、生活の安定と自立の促進に寄与することをもって、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

②ひとり親家庭等医療費助成の充実

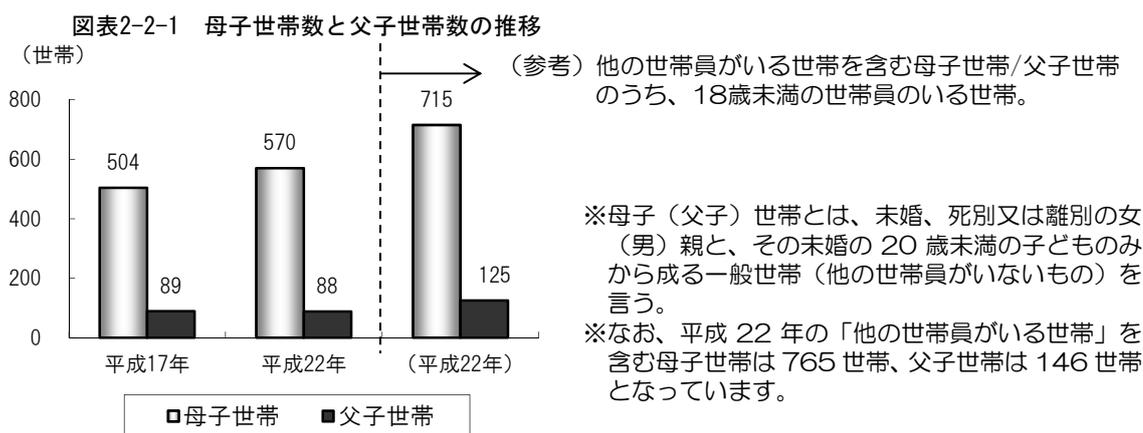
ひとり親家庭など医療費助成制度についての周知に努め、適正な助成のもと、利用の促進を図ります。

③遺児手当

遺児手当制度の周知及び適正な給付の実施により児童の成長に寄与し、あわせて生活の向上と福祉の増進を図ります。

④母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付の利用促進

就職や技能習得資金、子どもの修学・就学支度金などひとり親家庭の自立や子どもの福祉の増進のために必要な資金について、県が実施している福祉金貸付制度の案内や利用を促進し、ひとり親家庭の自立を支援します。



【次世代育成支援行動計画(後期計画)】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
24 家庭児童相談員による相談支援	子育てや生活の悩みなど、ひとり親家庭からの相談を受け、解決に向けた支援を実施し、状況に応じて関係機関と連携してひとり親家庭の自立を促進	こども家庭課
25 ひとり親家庭の自立促進支援	母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立を計画的・総合的に支援	こども家庭課
26 児童扶養手当支給事業	法に基づき、ひとり親家庭等で18歳になった年度末までの子(一定の障がいの有する子は20歳未満)の養育者に手当を支給(所得制限有り)	こども家庭課
27 遺児手当支給事業	死亡により生計維持者を失った児童の養育者に対して手当を支給(所得制限有り)	こども家庭課
28 ひとり親家庭就業支援事業	ひとり親家庭の親を対象に自立のための就業支援事業として教育訓練給付金又は高等職業訓練促進費を支給	こども家庭課
29 ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の一時的な生活援助のための家庭生活支援員の派遣	こども家庭課
30 ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部負担金等を助成(所得制限有り)	こども家庭課
31 ひとり親家庭住宅支援事業	ひとり親家庭の市内転居の際、家賃差額及び債務保証料を助成(所得制限有り)	こども家庭課

5 障がい児施策の充実

障がい等により、様々な支援が必要な子どもとその家庭が、地域で安心して暮らせることが重要です。子どもが将来的に自立し社会参加できるよう総合的な支援を行っていきます。

障がいのある子どもへの支援としては、相談支援体制や適切なサービスの充実、母子保健との連携による障がいの早期発見・早期療育、また障がい等に応じた教育・保育の環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見

妊婦健康診査や訪問事業、相談事業等を通じて、妊娠期における母子の健康保持に努めるなど、妊娠・出産期における母子保健事業を適切に推進します。また、乳幼児期からの適切な予防接種の実施により、感染症の発症・蔓延を防止し、重症化予防に努めます。

そして、乳幼児健康診査や学校における健康診断を実施することにより、子どもの健康状態を把握し、疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育へとつなげるとともに、健診未受診者に対する受診勧奨を行います。

(2) 年齢や障がい等に応じた専門的なサービスの提供

障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、障がい児支援の利用計画等を作成・活用し、それぞれの実情に応じた支援を提供するとともに、教育・保育・療育等の関係機関による効果的な連携体制の整備を推進します。

また、障がい児が地域の中で生まれ、学び、健やかに成長できる環境をサポートするため、居宅介護・短期入所などの障害福祉サービスを提供します。

(3) 障がいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり

障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学び、育ちあえる環境を、各教育・保育施設において構成することが必要です。そのため、各教育・保育施設において、カリキュラム編成や職員配置の工夫、当該教育・保育に携わる職員の資質の向上などに継続的に取り組むことにより、受け入れ体制の充実を図ります。

また、障がい児の教育・保育施設の安定した利用を促進するため、児童発達支援センター等と連携しながら、保育所等訪問支援等を活用し、教育・保育施設において、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援等を行います。

さらに、自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の発達障がいへの理解促進を図りながら、総合的な生活支援等を行います。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
32	保育所、幼稚園等への児童観察指導	保育所、幼稚園からの要請により乳幼児、児童の発達、行動問題について観察、把握・診断を行い、保育士、教員、保護者への支援を実施	保育幼稚園課
33	特別支援保育（障がい児保育）	特別支援保育対象児童に対する保育士の適正配置	保育幼稚園課
34	特別支援学級及び通級指導教室の施設・設備の整備	小・中学生一人ひとりの障がいの状態に応じた教育環境をつくるために特別支援学級等の施設・設備の整備	教育総務課
35	発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する指導内容・方法の改善	就学支援委員会の充実と能力及び特性に応じた指導の充実を図るため、一人一人の実態に応じた適切な個別の教育支援計画・指導計画の作成	指導課
36	特別支援学級等の教職員研修	特別支援学級担当教員の専門的な研修の受講促進、障がいのある児童生徒の実態に応じた将来を見通した指導の工夫ができるよう研修を実施	指導課
37	障がい児の通園施設等に対する助成	市内で障がい児の通園施設等を運営している社会福祉法人に対する助成	障害福祉課

市民の声

- ◆気軽に相談できる専門の相談員がいてほしい。
- ◆虐待の通告は、どこまでプライバシーが守られるのか知りたい。
- ◆母子家庭への支援の充実を図って欲しい。父子家庭への支援についても周知してほしい。
- ◆障がい児に対する相談やサポート、利用できる施設など情報をわかりやすく教えてほしい。



6 子育てと仕事の両立に向けた支援

仕事と家事・育児等の両立などをはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画社会の推進のため、広報・啓発に努めるとともに県その他関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めていきます。

（1）保護者に対する両立支援制度の適切な周知

新制度における利用者支援事業において、それぞれの家庭からの相談に応じて利用可能な両立支援制度の周知を図るとともに、利用手続きなどの支援を行います。

また、父親の育児参加を積極的に促進するため、両親学級などの開催を通じて父親の育児に対する参加意識の向上を図ります。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
38	育児休業制度等の普及・定着	広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、育児休業制度の周知・啓発と、特に男性の育児休業制度取得向上に向けた広報の強化。各種助成制度の事業所への普及	経済産業振興課 協働推進課
39	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知	男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の普及	協働推進課 経済産業振興課 こども家庭課

（2）男女共同参画の意識づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく男女が互いの人権を尊重しあいながら自分らしく生きることの大切さとともに、子育てに男女でかかわることの楽しさと必要性について積極的に啓発を進めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
40	男女共同参画の学習機会の提供及び啓発	男女平等、男女共同参画、子育て支援等の講座などの実施	協働推進課
41	両親学級	夫婦共同で子育てをする意識の啓発	福祉保健センター

(3) 相談事業の充実

女性の自立やドメスティック・バイオレンス(DV) など、男女共同参画にかかわる様々な悩みや問題の解決に必要な相談・支援を実施します。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
42 女性の自立支援、男女の悩み・DVの相談	女性の自立支援や男女の様々な悩みの相談支援事業の実施。DVの相談支援と関係機関の連携を実施	協働推進課 福祉保健センター

(4) 子育て後の就業支援

出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行います。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
43 国・県・公共職業安定所等との連携による情報収集・提供	国・県・公共職業安定所等と連携し、就職全般に関する情報収集及び提供	経済産業振興課
44 就労支援・再就職等のための講座の開催	就労を支援する各種講座等を開催し、就職や再就職等に向けた支援の実施	経済産業振興課
45 ふるさとハローワークでの職業相談事業	ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	経済産業振興課

市民の声

- ◆育休・産休制度を取れるよう、また、社会復帰の際の採用条件等の改善など企業に働きかけてほしい。
- ◆子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりをお願いします。
- ◆仕事、育児、家事、地域の活動など女性の負担は大きい。職場や家族など社会の理解が不足している。男性が仕事以外に活動する機会を増やすような取り組みをして欲しい。



7 母子保健の推進

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠・出産・その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性について必要なニーズに合わせた支援や情報提供など、数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等総合的な母子保健の実施に取り組んでいきます。

(1) 健康な妊娠・出産の支援

妊娠・出産期の健康管理を支援するとともに、健康についての相談、知識の普及や情報の提供に努めます。また、妊娠を望む女性や家族が、不妊の不安を解消し、治療費助成など制度を活用できるよう支援します。

目標指標※	現状値	目標値
マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	—	50%
妊娠中の喫煙率	—	0%
妊娠中の飲酒率	—	0%
乳児家庭全戸訪問の割合	89.7%	98%

※目標値はすこやか21に示された目標値をもとに設定したものです。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
46 妊婦健康診査	医療機関委託で実施	福祉保健部
47 妊婦健康教育	妊娠・出産・育児に関する知識の普及と主体的に妊娠・出産に取り組めるための教室等の実施	福祉保健部
48 妊婦保健指導	電話・面接・訪問等による妊娠中から産後の育児まで必要な支援の提供	福祉保健部
49 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	産婦と赤ちゃんの健康の確認と子育て支援のために、看護職による家庭訪問を実施	福祉保健部
50 不妊治療の支援	県が実施する不妊相談や治療助成の周知	福祉保健部

市民の声

- ◆こんにちは赤ちゃん訪問で来てくれてとても助かった。そのあとも訪問など定期的であれば質問や不安の解消などできて良いと思います。
- ◆妊娠中に子育ての制度について説明がきけると便利だと思う。
- ◆予防接種の種類や回数が多いので、内容やスケジュール等の情報提供や、相談もできるといいと思う。



(2) 健やかな成長・発達支援

① 疾病予防

各年齢の健康面や発育発達の状況の確認、養育面での問題を早期に発見し、早期の治療や支援につなげていくため、健康診査や未受診児対応を実施します。また、適切な時期に予防接種を受け、疾病の予防ができるよう情報提供を行います。

目標指標※	現状値	目標値
乳幼児健診受診率（4か月・1歳8か月・3歳6か月）	95.3%	98%
育児について相談相手のいる母親の割合	92.1%	98%
1歳8か月児健診までの予防接種完了率（四種混合）	96.7%	98%
1歳8か月児健診までの予防接種完了率（麻しん・風しん）	—	94%

※目標値はすこやか21に示された目標値をもとに設定したものです。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
51 乳幼児健診	疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4か月児・1歳8か月児・3歳6か月児健診などを実施	福祉保健部
52 予防接種事業	四種混合・麻しん、風しんなどの定期予防接種の実施。予防接種スケジュール管理システムなどによる接種勧奨。	福祉保健部

② 乳幼児健康相談・支援の充実

親が子育てに関する情報を積極的に入手でき、子育てに悩んだとき相談できるよう、気軽な相談から専門的な相談まで、多様な相談場所の整備に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
53 乳幼児保健指導	乳幼児の健康、子育てなどについて、電話相談専用ダイヤルを周知し、電話相談を実施	福祉保健部
54 発達相談	発達の問題について、専門職による診断や相談の実施	福祉保健部

市民の声

- ◆子育てに対する医療的質問や、薬等に対する対処方法など気軽に受けられる場所や反抗期のことについてもサポートしてほしい。



③「食育」の推進

心身の健康の基礎として、乳幼児期から安定した生活リズムの中で適切な食事のとりかたや望ましい食習慣を定着させ、食を通じた豊かな人間性を育むための取り組みを進めます。

目標指標※	現状値	目標値
出産後 1 か月時も母乳育児の割合	50%	60%
朝食を欠食する 3 歳児の割合	2.3%	2%

※目標値はすこやか 21 に示された目標値をもとに設定したものです。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
55 乳幼児栄養相談	管理栄養士等による栄養や食生活の相談を実施	福祉保健部
56 離乳食学級	離乳食の前期と後期に離乳食の進め方や作り方、試食等の講習を実施	福祉保健部
57 保育所幼児組の完全給食	家庭の負担軽減を図るとともに、楽しい食事の仕方や習慣が身につくよう、公立保育所で米飯等の主食を提供	保育幼稚園課
58 食育計画	家庭との連携の下、食に関する生活習慣の援助を保育計画に基づき実施	保育幼稚園課

④事故等の防止対策の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防に努めます。

目標指標※	現状値	目標値
乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	—	98%

※目標値はすこやか 21 に示された目標値をもとに設定したものです。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名	事業内容	担当課
59 事故防止についての知識の普及	乳幼児健診や相談の場において、事故防止の知識の普及・啓発	福祉保健部
60 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防	乳幼児突然死症候群発症の危険性とその予防対策について、保護者に情報提供	福祉保健部

8 子どもの健全育成の推進

共働き家庭等の児童の生活の場や放課後児童が安全・安心に過ごせる場、多様な体験・活動ができる場を整備し、また、いじめ、不登校、非行など、児童をめぐる様々な課題への対応において、学校などの教育関係機関や地域との連携や協力体制を深めながら、次代を担う人材の健全育成を図るとともに、社会生活上困難を有する子ども・若者の支援を推進していきます。

(1) 放課後事業の推進（放課後子ども総合プラン）

①学童保育室の充実

増加する入室児童や学童保育ニーズに対応するため、事業内容の充実や年齢対象を拡大し、小学校6年生までの児童を受け入れるとともに、保護者等のニーズの多様化や入室児童の増加に対応するため、民間学童保育室の設置を推進します。

また、職員が必要な知識や技術を習得するための研修などを実施し、指導員の資質の向上を図ります。

②放課後子ども教室事業の推進

小学校の余裕教室、校庭、体育館等を活用するなど放課後や長期休業中において子どもたちに安全・安心な居場所を設け、スポーツや文化活動などの体験活動・交流活動の活発化を図ります。

また、地域の高齢者や育児経験豊富な市民などの地域人材を養成し、加えて子育て・教育支援団体や大学生、民間教育事業者等の協力を得るなど地域住民の参画を促進し、開催日数及び内容の充実を図ります。

③学童保育室と放課後子ども教室の一体運営の推進

放課後子ども総合プランに基づく、学童保育室と放課後子ども教室の一体型については、現在全小学校（12校）にて学童保育室と放課後子ども教室の双方を同一校内にて実施しています。今後においては、学校施設の使用状況や事業の運営方法等について、運営委員会を設置するなど教育委員会との連携のもと協議を進め、全ての児童への安全・安心な居場所の提供や放課後等の多様な活動の場を広げ、一体型の更なる推進を図ります。

④青少年の居場所事業の拡充

10代を中心とした子どもの居場所や自主的な遊び場を提供する「青少年の居場所」、「青少年の広場」や「児童センター」について、開催日数や内容等の拡充を行い、子どもの心身の健やかな成長を図ります。

(2) 教育関係機関や地域との連携の推進

学習や教育相談などにおいて教育関連事業との連携を図るとともに、いじめ、不登校、非行など、児童をめぐる様々な課題に対して、地域の子どもは地域で育てるという理念のもと、教育関係機関をはじめとして、青少年を育てる地域の会、学校応援団などの地域の方々との連携を深め、協力体制を強化することにより、児童の健全育成を推進します。

市民の声

- ◆ボール遊びなど子どもが自由に遊べる広場がほしい。
- ◆工場見学やハイキング体験、スポーツイベントなど小学生が参加できるイベントを増やしてほしい。
- ◆不審者情報など多いため、子どもが室内で安心して遊べる児童センターなどを増やしてほしい。



(3) 子ども・若者育成支援の推進

次代の社会の担い手である子ども・若者をめぐる環境の悪化に伴い、社会生活を円滑に営むことが困難である子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成をするための総合的な育成支援をするために制定された、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策を推進していくとともに、関係機関との連携や情報提供に努めます。

【次世代育成支援行動計画（後期計画）】から継承する事業

事業名		事業内容	担当課
61	学童保育室の充実	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童に、放課後の遊び及び生活の場の提供の充実	児童青少年課
62	放課後子ども教室	小学校の余裕教室や校庭等を活用して子どもたちの安全・安心な居場所を設け、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの体験活動・交流活動を促進	児童青少年課
63	青少年の居場所の確保	10代を中心とした子どもの居場所確保としての「青少年の広場」・「青少年の居場所」の充実と青少年が参加できる各種講座の充実	児童青少年課
64	児童センター運営事業	自由な遊び空間の拡張、中・高生の利用に向けた施設の充実などの整備推進。幅広い年齢層に対応した展示物・館内設備の計画的な見直し	児童青少年課
65	子ども会・スポーツ少年団等活動の支援	子どもの遊びや地域行事、ボランティア活動、スポーツなどの地域活動の支援	児童青少年課
66	通学合宿	家庭を離れ地域の施設を利用し、異年齢児童との共同生活や体験活動を行いながら学校に通う通学合宿の実施	児童青少年課
67	青少年相談員活動	青少年祭り、はたちの集い、三市青少年の船等への相談員の協力	児童青少年課
68	非行等の防止対策	キャンペーン、青少年健全育成大会、街頭補導等の青少年対策の実施	児童青少年課
69	地域ぐるみの青少年の健全育成	児童青少年が健やかに成長できるよう、家庭・学校・地域及び青少年団体と連携を図り、安全な地域づくり、110番の家など各関連事業の実施促進。青少年問題協議会の運営	児童青少年課

第2部 各論



第3章

計画の推進

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市が目指す姿を実現するためには、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを前提としつつ、社会のあらゆる分野の構成員が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 保護者の役割

- 子どもの行動及び人格の形成について最も大きな責任を有することを自覚し、愛情を持って子どもに接するとともに、家族のきずな及び触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭づくりに努めることが必要です。
- 子育てを通じて自ら学び、人として成長するとともに、子どもが基本的な生活習慣、社会のきまりを守る意識等の定着など、将来社会の一員として生きる力を身に付けることができるよう努めることが必要です。
- 地域社会の一員として、子どもとともに地域行事やボランティア活動等の様々な活動に取り組み、地域との関わりを大切にしよう努めることも必要です。

(2) 市民の役割

- 子どもの豊かな人間性が、地域の人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援の重要性について関心と理解を深めるとともに、地域における子育て支援に関する活動に積極的に参加するよう努めることが必要です。
- 暴力、犯罪、事故等から子どもを守るため、常に子どもとその周囲の環境に配慮し、安全で安心な地域づくりに努めることも必要です。

(3) 子育て支援団体の役割

- 地域の特性を生かした子育て支援に関する活動を積極的に推進することが必要です。
- 市、市民、事業者及び学校等と相互に連携し、協働することにより、地域における子ども・子育て支援の拡充に資するよう努めることが必要です。
- 子ども及び保護者が伝統行事、ボランティア活動等の様々な地域活動に参加しやすい環境づくりに努めることも必要です。

(4) 事業者の役割

- 事業活動が子育てに及ぼす影響の大きさを認識し、雇用する従業員が子どもとの関わりを深めることができるよう、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することが必要です。
- 地域社会の一員として、子育て支援に関する活動を積極的に推進するよう努めることが必要です。

(5) 教育・保育施設等の役割

- 子どもが集団の中での様々な活動を通じて、豊かな人間性、社会性等を身に付け、生きる力を育成することができるようにすることが必要です。
- 子ども・子育て支援団体、事業者及び関係機関との連携により子どもが安全に安心して学び、育つことのできる環境づくりを行うことが必要です。

(6) 市の役割

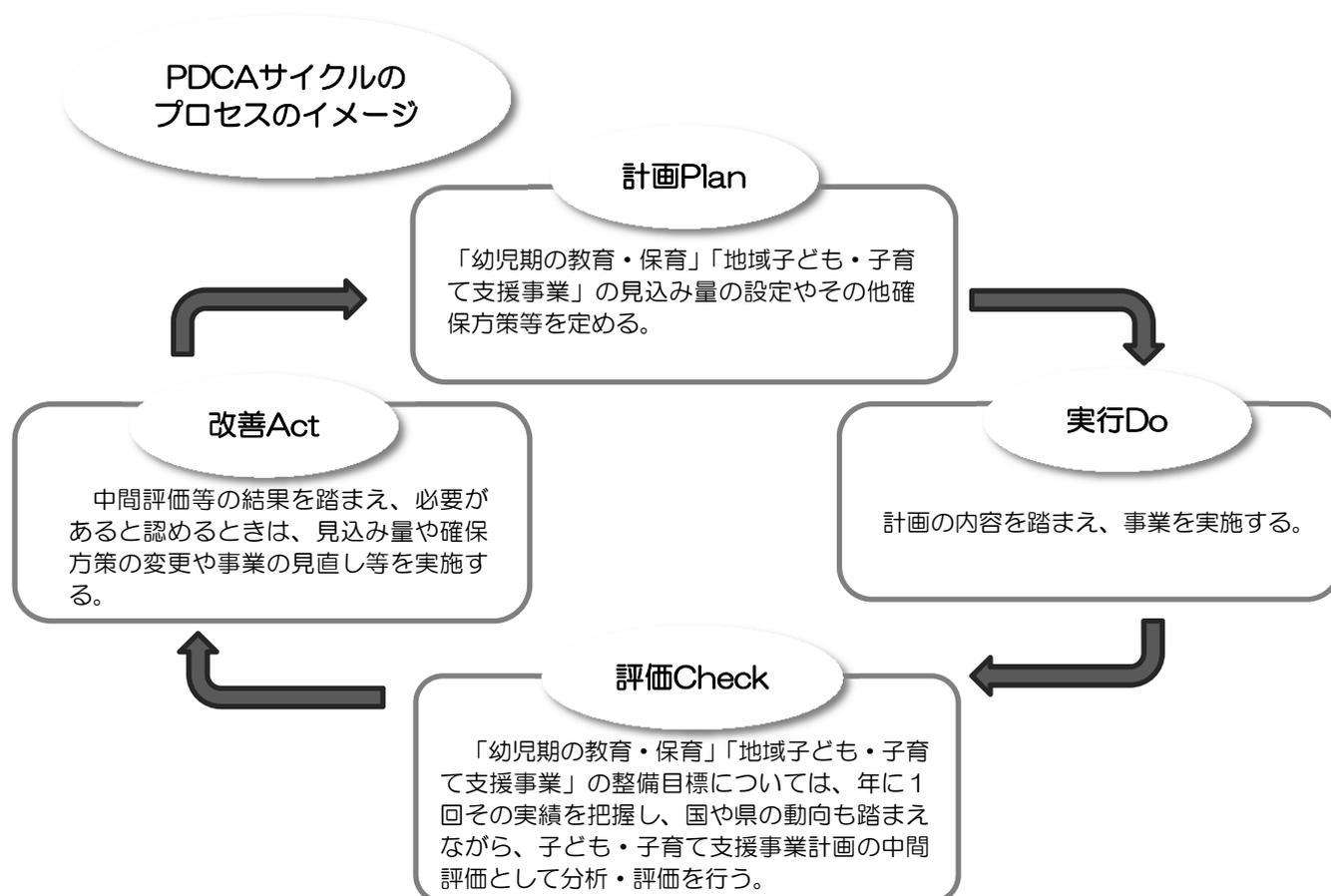
- 市民、子育て支援団体、事業者及び教育・保育施設等が、自主的かつ主体的に子ども・子育て支援に関する活動を推進することができるよう必要な支援を行うことが必要です。
- 施策の策定及び実施に当たって、市民等及び国、県その他の関係機関と相互に連携し協働して取り組むことが必要です。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルのプロセスに基づき、事業ごとの進行状況を定期的に「戸田市児童福祉審議会」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

図表2-3-1 PDCAサイクルのプロセスイメージ



3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。



資料編



資料編

1 計画策定の経緯

	年月日	項目	内容
平成25年度	平成25年 10月15日(火)	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施	(1) 就学前児童を持つ保護者：2,500人 (2) 小学生児童を持つ保護者：1,500人 配布・回収は郵送方式により実施
	平成25年 11月19日(火)	第1回 戸田市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他
	平成26年 1月14日(火) 1月24日(金)	市民インタビュー	(1) 子育てサークルヒアリング：1月14日 (2) 戸田公園駅前子育て広場ヒアリング：1月24日 (3) 児童センターヒアリング：1月24日
平成26年度	平成26年 4月25日(金)	第1回 戸田市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果について (3) 教育・保育の「量の見込み」について (4) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について (5) 今後のスケジュールについて (6) その他
	平成26年 7月17日(木)	第2回 戸田市児童福祉審議会	(1) 子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」・「確保の内容」について (2) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (3) 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準(案)について (4) その他
	平成26年 7月26日(土)	市民説明会	(1) 子ども・子育て支援新制度の概要について (2) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)について (3) 意見交換
	平成26年 9月30日(火)	第3回 戸田市児童福祉審議会	(1) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 新制度に係る保育施設の利用定員の意見聴取について (3) その他
	平成26年 11月	庁内関係各課 施策事業照会	次世代育成支援行動計画から戸田市子ども・子育て支援事業計画継承事業の整理
	平成26年 11月21日(金)	第4回 戸田市児童福祉審議会	(1) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの実施について (3) その他
	平成26年 12月15日(月)	パブリックコメントの実施	「戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)」について意見募集 平成26年12月15日(月)から平成27年1月14日(水)まで
	平成27年 2月17日(火)	第5回 戸田市児童福祉審議会	(1) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)パブリックコメントの結果について (2) 戸田市子ども・子育て支援事業計画(案)について (3) 戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例(案)について (4) その他

2 戸田市児童福祉審議会条例

平成13年3月27日
条例第5号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、戸田市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉について識見を有する者
- (2) 児童福祉に関する事業に従事する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども青少年部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第5号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第28号)抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3 戸田市児童福祉審議会委員名簿

	所属・役職	氏名	備考
1	戸田市子ども会育成連合会の代表 (事務局)	よねくら ひろこ 米倉 裕子	
2	母子生活支援施設の代表 (むつみ荘施設長)	ながつか ひろゆき 永塚 博之	
3	戸田市民生委員・児童委員協議会の代表 (主任児童委員)	いいた としこ 飯田 登志子	
4	戸田市私立幼稚園協会の代表 (戸田幼稚園園長)	しばさき はるき 芝崎 春樹	
5	戸田市私立保育園協会の代表 (ささめ保育園園長)	なかむら しんじょう 中村 信成	会長
6	認可外保育施設の代表 (保育所ちびっこランド)	ゆち こういちろう 湯地 浩一朗	
7	児童福祉従事者 (子育てサークルの代表)	なかの やすこ 中野 康子	
8	埼玉県南児童相談所の代表 (副所長)	にしかわ たつお 西川 達男	
9	埼玉県川口保健所の代表 (担当課長)	たかぎ なおこ 高木 直子	
10	戸田市立小・中学校校長会の代表 (笹目小学校校長)	あおやぎ まさひこ 青柳 正彦	
11	戸田市公立学校PTA連合会の代表 (会長)	すぎばやし まきこ 杉林 真紀子	
12	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会の 代表(事業課 課長)	ねもと ひろのぶ 根本 浩伸	

4 用語解説

<あ行>

育児休業制度 (P24 P36 P68)

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児のために休業できる制度です（一定の範囲の期間雇用対象者も対象となります。）。

一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

M字 (P14)

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

<か行>

学習障がい (LD) (P66)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に困難を示す状態です。

学童保育室：放課後児童クラブ (P17 P23 P33 P39 P41 P43 P53 P73 P75)

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設です。

子ども・子育て関連3法 (P3 P34 P39)

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のことです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (P4)

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための法律です。

合計特殊出生率 (P11)

15～49歳までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

コーホート変化率法 (P44)

コーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

<さ行>里親制度 (P62)

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

社会的養護 (P62)

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

次世代育成支援対策推進法 (P3 P4 P34)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

自閉症 (P66)

生まれつき脳の機能に何らかの障がいがあるために、他人との関係をうまく形成できない、言葉に発達の遅れがある、特定のものにこだわるなどの特徴を持つ障がいのことです。

<た行>待機児童 (P16 P33 P39 P58 P60)

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外します。

男女共同参画社会 (P68)

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）（P66）

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力や衝動性、多動性をとする行動の障がいです。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（P63 P69）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力、性的暴力や言葉による精神的暴力などもDVです。

特定教育・保育施設（P45 P46 P59 P94）

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（子ども・子育て支援法第27条）

<な行>

乳幼児突然死症候群（SIDS）（P72）

健康と思われていた乳児が突然に死亡し、死因が特定できないもの。

認可保育所（P21 P33 P40 P54 P61）

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設です。

認定こども園（P3 P18 P21 P34 P39 P40 P41 P42 P43 P46 P47 P54 P57 P58）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。

<は行>

パーミル（‰）（P11 P15）

1,000分の幾つであるかを表す語で1,000分の1を1パーミルといいます。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（%）です。

パブリック・コメント（意見公募手続）（P5 P85）

行政機関が政策の立案等を行う際、広く市民から、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きです。

ハローワークマザーズコーナー（P64）

子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。

PDCAサイクル (P81)

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

保育教諭 (P34)

「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としています。

放課後子ども総合プラン (P4 P73)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることです。

母子寡婦福祉会 (P64)

母子寡婦福祉法の理念に基づき、子育てと生活支援、就業支援等の福祉施策の充実のための運動をしています。

<ま行>マタニティマーク (P70)

妊娠中の方が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。

<や行>要保護児童対策地域協議会 (P62)

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第22条の2に位置づけられています。

<ら行>ライフステージ (P66)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

<わ行>ワーク・ライフ・バランス (P68)

「憲章」では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすこととしています。

5 子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

- 第二条** 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

- 第三条** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他の法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

- 第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律

の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



戸田市子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 平成27年3月

発行 戸田市子ども青少年部子ども家庭課

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800 (代表)

FAX 048-432-8510

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/>

